

平内町公共施設等総合管理計画

平内町公共施設等総合管理計画

目 次 (1/2)

第1章	はじめに	1
1	背景と目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	対象範囲	4
4	計画期間	5
第2章	本町の現状と課題認識	6
1	人口の推移	6
	(1) 総人口の推移	6
	(2) 年齢別人口の将来見通し	7
2	財政の状況	9
	(1) 歳入・歳出の状況	9
	(2) 投資的経費の推移	11
3	公共施設等の現状	13
	(1) 公共施設等の総量一覧	13
	(2) 公共建築物の総量把握	14
	(3) インフラ施設の総量把握	19
4	公共施設等の更新費の将来見通しと課題	28
	(1) 公共施設等に関する将来の修繕更新費の推計方法	28
	(2) 公共建築物の将来更新費の見通しと課題	31
	(3) インフラ施設の将来更新費の見通しと課題	32
	(4) 全公共施設等の将来更新費の見通しと課題	37
第3章	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針	39
1	公共施設等の管理に係る課題と基本方針	39
2	将来更新費用縮減に向けた検討	40
	(1) 検討ケース①：公共施設等の長寿命化	41
	(2) 検討ケース②：公共建築物の削減	43
	(3) 検討ケース③：公共施設等の工事平準化	44
3	公共施設等総合管理計画を実現するための実施方針	45
4	公共施設等の管理に関する実施方針	46

平内町公共施設等総合管理計画

目 次 (2/2)

5	施設類型ごとの適正管理に関する実施方針	50
(1)	建築系公共施設（公営住宅）	51
(2)	建築系公共施設（小中学校）	53
(3)	建築系公共施設（その他の公共建築物）	55
(4)	道路	57
(5)	橋梁	58
(6)	上水道施設	59
(7)	下水道、農業・漁業集落排水施設	61
(8)	公園施設	63
(9)	漁港施設	64
第4章	計画の推進に向けて	66
1	全庁的な取り組み体制	66
2	計画の進行管理	66
3	公共施設等の質と量の最適化	67
(1)	住民等との合意形成	67
(2)	公共建築物の再編・利活用の推進	67
4	広域的な連携の取り組み	69
(1)	周辺自治体との連携の推進	69
(2)	官民連携の推進	69
<付属資料> 公共建築物・インフラ資産基礎資料		資1

第1章 はじめに

1 背景と目的

平内町は、昭和30年3月31日、町村合併促進法にもとづき小湊町、東平内村、西平内村の1町2村が合併して、町名を平内町として現在に至っています。住民生活や産業基盤である道路や上下水道をはじめ、学校、コミュニティセンター、保健施設など、本町には様々な公共施設があります。これらの施設は、高度経済成長期を中心に整備が進められ、住民の生活環境や経済活動を支えてきました。しかし、年月の経過に伴い、経年劣化や耐震性能不足等がみられ、今後これらの施設を維持管理していくには、大きな財政負担が生じることが予想されます。

このため、各施設の所管課では、個別施設の点検や修繕・更新等の対策を計画的に進めることによって、これまでの「対症療法的管理」から「予防的管理」に転換し、公共施設の長寿命化等により維持管理費の縮減等を推進する必要があります。

このようなことから、各課が個別で管理・計画している公共施設について、施設全体を包括し総合的かつ計画的な管理の考え方と基本方針を方向づける「平内町公共施設等総合管理計画」を策定することといたしました。

【計画の目的】

① 財政の見通しと世代間の経費負担の平準化

投資的経費の推移を把握し、充当可能な財源の中で、公共施設等の更新が増加集中する時期を見通し、公平な投資的経費の負担を平準化します。

② 事後の対症から予防保全型の管理への転換

予防保全型の維持管理により、安全・安心な公共施設の状態を保持し、劣化進行による住民への影響を抑制します。

③ 公共施設等の更新と長寿命化の計画的な推進

公共施設等の総量を網羅的に把握した上で、将来の更新費を算定し、施設の集約・複合化や長寿命化の対策を計画的に行う方針を策定します。

【期待される効果】

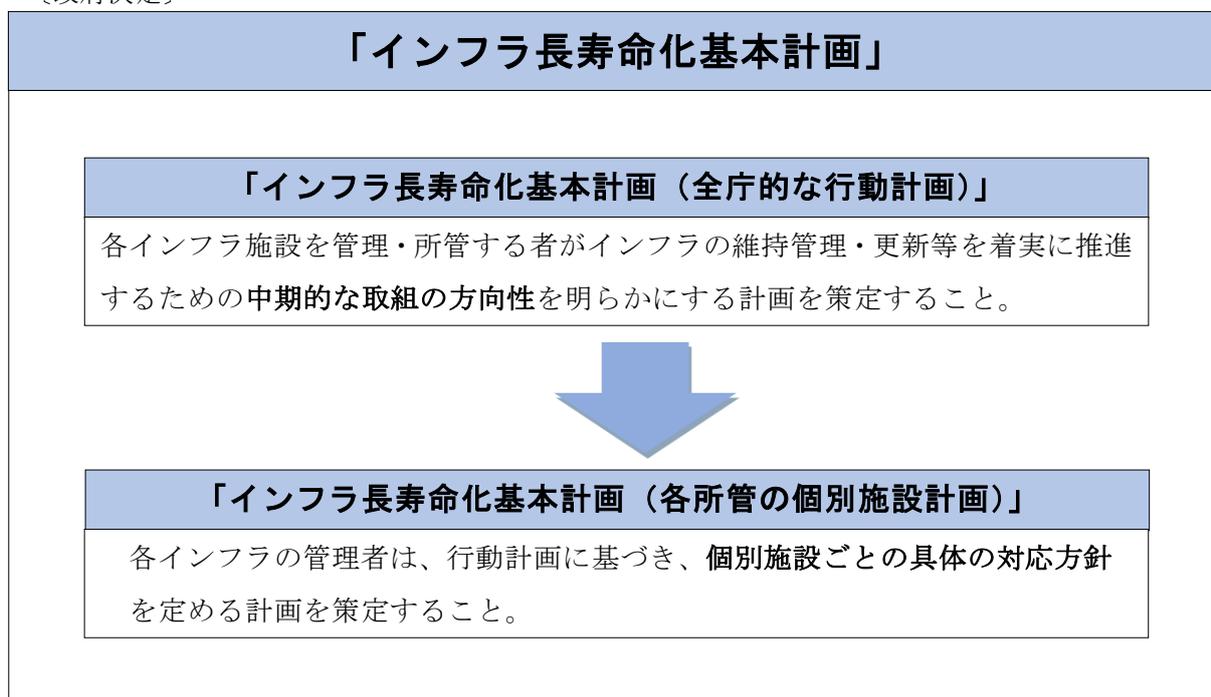
- ① 総合的かつ計画的な維持管理を行うことにより、施設の長寿命化とともに、投資的経費に関する財政負担の平準化を図ることができます。
- ② 予防保全型の管理に移行することにより、定期的な点検と適切な改修・更新等を通じて、老朽化に伴う利用者（第三者）の被害が予防・抑制されます。
- ③ 公共施設の集約・複合化、統合・再編等を行うことにより、大規模改修や更新費に関するトータルコストの縮減を図ることができます。

2 計画の位置づけ

平成 25 年 11 月 29 日の「インフラ*老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、「インフラ長寿命化基本計画」が政府決定されました。平成 26 年(2014 年)には、総務省から「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示され、先のインフラ長寿命化の行動計画と一体のものとして、「公共施設等総合管理計画」を策定するように要請がありました。

本計画は、本町における公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針を方向づけるため、「平内町公共施設総合管理計画」の策定を行うものです。(図 1-1)

[政府決定]



(平成 25 年 11 月 29 日【インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議】より。)

図 1-1 インフラ長寿命化計画の概要

[語句説明]

インフラ：道路・公共施設など「産業や生活の基盤となる施設」のこと。

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」とは、過去に建設された多くの公共建築物やインフラ施設（以下「公共施設等」という。）において、更新時期の集中に備え、施設の再編・利活用と財政負担の平準化を図るため、地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を要請したものです。（図1-2）

〔総務省事務連絡〕

「インフラ長寿命化基本計画」
<p>戦略的な維持管理・更新等が行われた将来の目指すべき姿が示されており、年次目標が設定され、その達成に向けたロードマップが明らかにされた。</p> <p>【目指すべき姿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全で強靱なインフラシステムの構築 ・総合的・一体的なインフラマネジメントの実現 ・メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

（平成 25 年 11 月 29 日 【インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議】 より。）



〔総務省事務連絡〕

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」
<p>各地方公共団体において、本指針を参考とするほか、「インフラ長寿命化基本計画」を参考として総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するよう通知された。</p>

（平成 26 年 4 月 22 日 【総務省事務連絡】 より。）



「平内町公共施設等総合管理計画」【本計画】
<p>「インフラ長寿命化基本計画（行動計画）」と一体のものとして策定</p>
<p>公共施設等の状況（数、延べ床面積等）や財政状況、人口動態など、公共施設の現況及び将来の見通しのほか、施設の統合・更新・長寿命化等に関する基本的な考え方や総量等に関する数値目標など、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める。</p>



「個別施設計画」（各所管の取り組み、点検・修繕等）＜今後の取組み＞										
道 路	橋 梁	公 園	上 水 道	下 水 道	ガ ス	学 校	保 育 所	庁 舎	公 営 住 宅	…

図 1-2 総務省の指針と本計画の位置づけ

3 対象範囲

本計画は、30年先の人口と財源を見据え、全庁的な取り組み体制により、総合的かつ計画的な管理の基本方針を策定するものです。本町が所有・管理する公共建築物とインフラ施設は、次のとおりです。

【対象とする公共施設等】

■公共建築物 139施設（338棟） 89,312.06㎡

■インフラ施設	道路	153,207m	866,510㎡
	林道	70,054m	
	農道	59,337m	※橋梁7橋 792㎡あり
	幹線用水路・ため池	4,241.8m、	0.122km ²
	橋梁	46橋	6,058㎡
	公園	2箇所	
	上水道施設(管路、処理施設)	141,312m、	6施設
	公共下水道施設(管渠、処理施設)	30,406m、	1施設
	農業集落排水施設(管渠、処理施設)	20,425m、	4施設
	漁業集落排水施設(管渠、処理施設)	17,183m、	3施設
	漁港道路	1,489.2m	

※ただし、国土交通省インフラ長寿命化の行動計画（平成26年5月）を参考に、次の施設を除く。

- 1) 自然災害や事故等の短期の外的要因に左右される施設（経年劣化によらない施設、例えば法面斜面・急傾斜地崩壊防止施設）
- 2) 予防保全の効果が見込めない精密機械・消耗部材（例えば機側操作盤、無線通信機器）
- 3) 財政にほとんど影響しない小規模の施設等、本計画の趣旨に合わない施設を除く。

4 計画期間

総務省の指針において、将来人口の見通しとして30年先を見据え、公共施設等総合管理計画を策定するものとしています。本町において、将来発生が予測される公共施設等の大規模改修と更新費を試算すると、平成30年（2018年）と令和20年（2038年）の前後に大量の施設が更新を迎える見込みとなります。

総務省の指針に整合した長期的な視点を持ちながら、本町で投資的経費の財政負担が大きくなる大規模更新期に備えるため、本計画の期間を平成29年から令和28年までの30年間とします。この期間を、3つの階層の推進期間に設定し、10年ごとに繰り返し計画内容を見直すことで、継続的にインフラ長寿命化の取り組みを推進します。（図1-3）

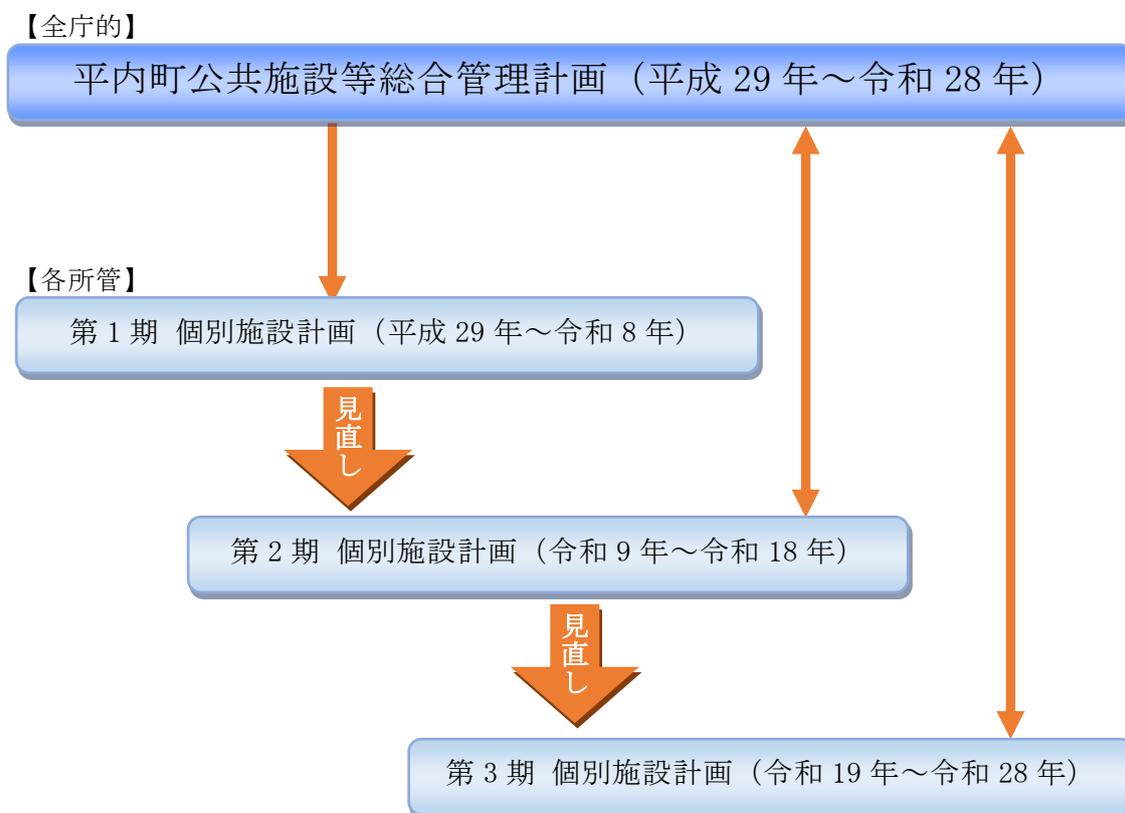


図1-3 計画期間の階層と見直しイメージ

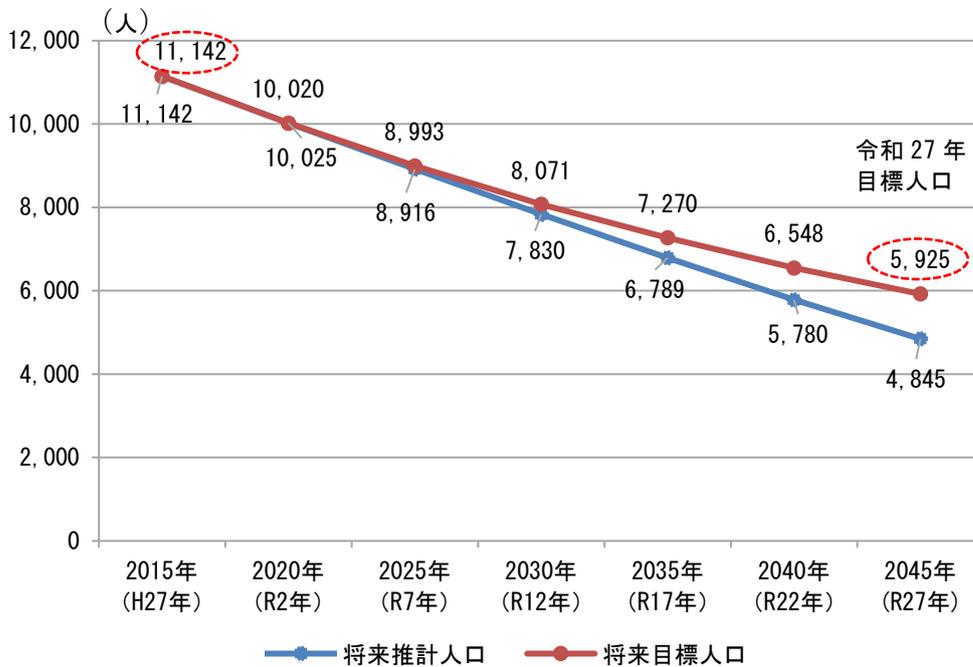
第2章 本町の現状と課題認識

1 人口の推移

(1) 総人口の推移

- ・現在の人口は約1.1万人です。令和27年の目標人口は約0.5万人であり、毎年約10%程度の減少傾向となっています。

本町の人口は、平成27年現在では、11,142人となっています。「平内町人口ビジョン」では、令和27年には4,845人まで減少すると予測される推計人口に対し、各種施策等を講じることで5,925人までの減少に抑えるよう目標人口を設定しています。人口の減少率は、毎年約10%程度の減少傾向の試算結果となっています。（図2-1）



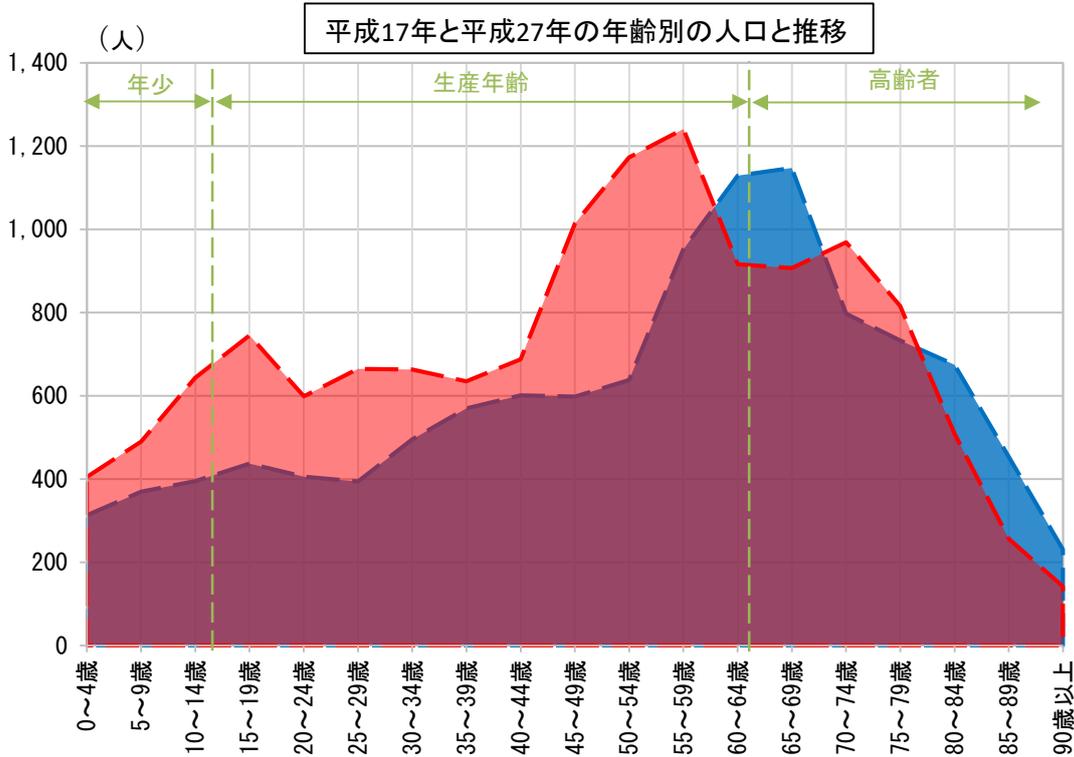
資料：「平内町人口ビジョン」より。

図2-1 人口の推移と予想

(2) 年齢別人口の将来見通し

- ・平成27年の高齢者人口率は約36%、生産年齢人口率は約55%です。
- ・令和7年には、高齢者人口が約45%(+9%)に達し、生産年齢人口率は約47%(△8%)に低下する見込みです。

「国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月）」の市区町村別の推計によると、本町の人口は、10年後の令和7年には、推計で9,475人に減少し、平成27年と比較して高齢者人口は36%から45%まで増加し（+9%）、生産年齢人口は55%から47%まで減少する（△8%）見込みです。また、年少人口の減少も進行し、15歳未満の人口は10%から8%まで減少する（△2%）見込みです。（図2-2、図2-3）



資料：（実績値）国勢調査人口より。

資料：（予測値）国立社会保障・人口問題研究所公表資料より。

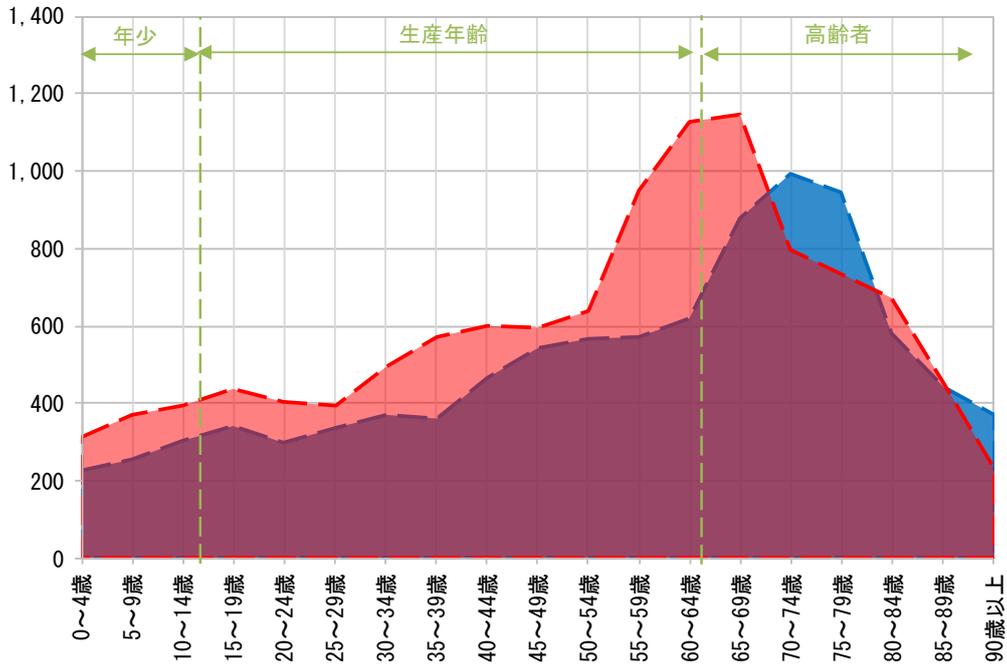
図2-2 これまでの年齢別の人口と世帯の推移

—	平成17年の方が人口が多い年齢層
- - -	平成17年の人口構成
—	平成27年の方が人口が多い年齢層
- - -	平成27年の人口構成

年齢別割合	2005年 (H17年)	2015年 (H27年)	推移率
高齢者（65歳以上）	27%	36%	+8%
生産人口（15～64歳）	62%	55%	△7%
年少人口（0～14歳）	11%	10%	△1%

(人)

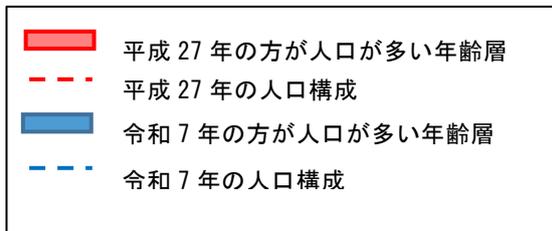
平成27年と令和7年の年齢別の人口と推移



資料：（実績値）国勢調査人口より。

資料：国立社会保障・人口問題研究所の市町村人口の推計値より。

図2-3 これからの年齢別の人口と世帯の推移



年齢別割合	2015年 (H27年)	2025年 (R7年)	推移率
高齢者（65歳以上）	36%	45%	+9%
生産人口（15～64歳）	55%	47%	△8%
年少人口（0～14歳）	10%	8%	△2%

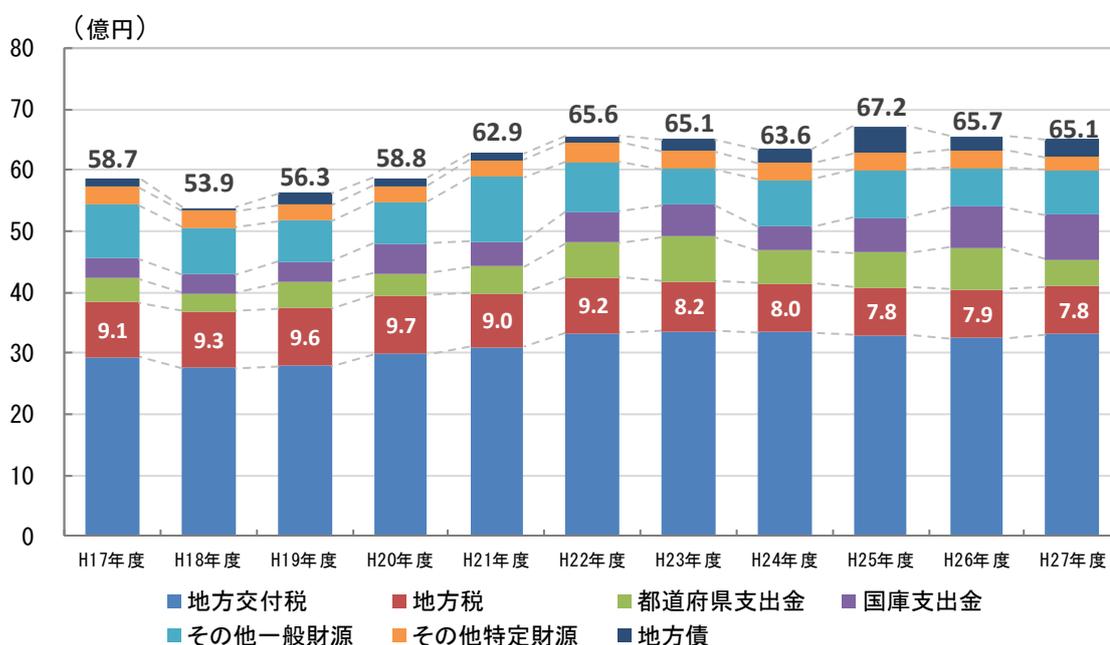
2 財政の状況

(1) 歳入・歳出の状況

・歳入、歳出については、平成18年度～平成22年度まで増加傾向にありましたが、それ以降は、平成25年度を除き減少傾向にあります。

歳入は、平成18年度～平成22年度まで増加傾向でしたが、平成23年度から減少傾向に転じました。平成27年度における歳入は65.1億円で、そのうち、自治体の主な収入である地方税は7.8億円、地方交付税は33.1億円となっており、国庫支出金・都道府県支出金などの依存財源が多くを占める状況となっています。

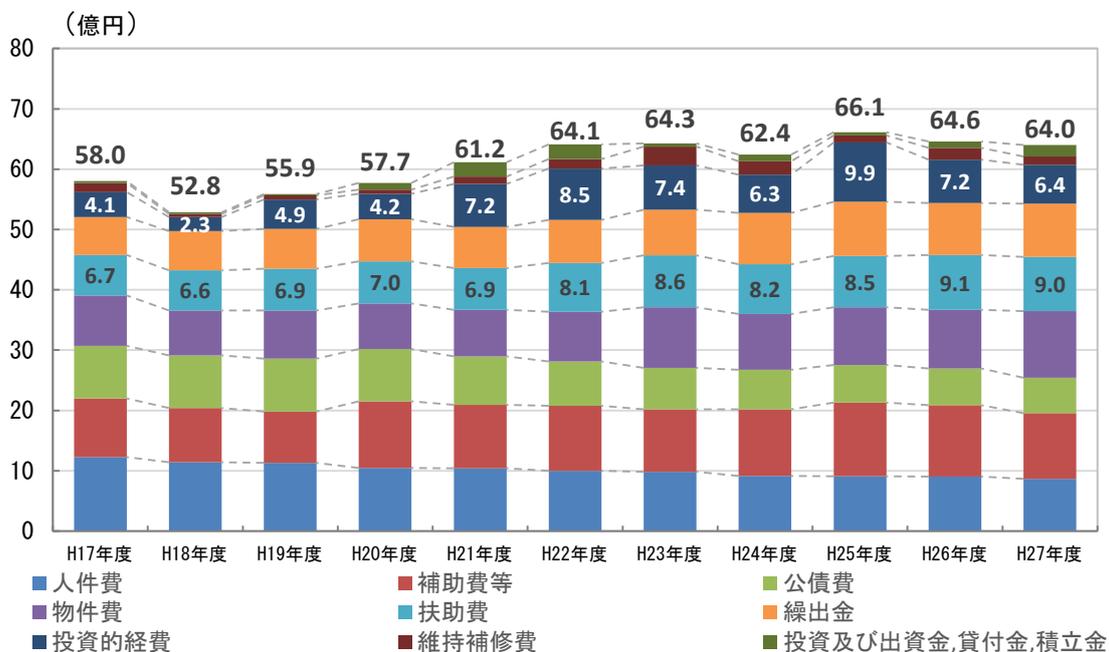
(図2-4)



(※1) 合計値は各内訳の小数点端数処理により、0.1の誤差を含む。

図 2-4 歳入の推移

一方、歳出も歳入同様の傾向が続いています。平成27年度における歳出は64.0億円です。また、公共施設等の整備や更新に充当できる投資的経費の実績値は、平成27年度において、前年度比で約10%減少し、6.4億円となっています。(図2-5)なお、維持管理経費については、平成29年度において0.8億円となっています。



(※1) 合計値は各内訳の小数点端数処理により、0.1の誤差を含む。

図2-5 歳出の推移

[語句説明]

- 人件費：職員の給与及び手当や委員等の報酬など。
- 物件費：事務用品の購入、光熱水費や郵便料、施設の清掃や警備に関する費用
- 維持補修費：道路や建物などが壊れたときの修理費
- 扶助費：生活などに困っている方を支援する費用
- 補助費等：行政区などのさまざまな団体への補助金など。
- 投資的経費：道路や建物などを整備する経費
- 公債費：借入金の返済額
- 積立金、投資及び出資金、貸付金：貯金したり、住民へお金を貸したりする費用
- 繰出金：一般会計以外の特別会計を支援する費用

(2) 投資的経費の推移

- ・ 投資的経費については、平成18年度～平成22年度まで増加傾向であり、平成23年度以降（平成25年度を除く）は横ばいで推移しています。
- ・ 公共施設等の修繕・更新等に充当できる投資的経費における既存更新分の実績値は、平成18年～平成27年度の年平均で2.0億円/年となります。
- ・ 新規投資・用地取得を含めた投資的経費の実績値は、年平均で10.3億円/年となります。

平成27年度における歳出の内訳は、多い順に、物件費 17.2%、補助費 17.0%、14.7%、扶助費 14.0%、繰出金 13.8%、人件費 13.6%、投資的経費 10.1%等となっています。（図2-6）この中で、平成27年度における投資的経費 6.4億円の内訳は、公共建築物の修繕等に 3.7億円、道路及び橋梁の修繕等に 2.1億円、その他に 0.6億円等となっています。（図2-7）

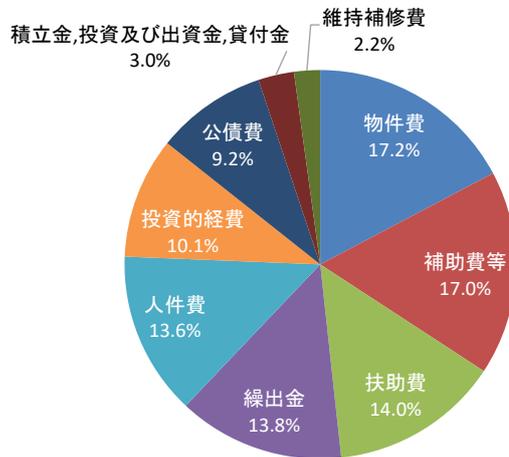
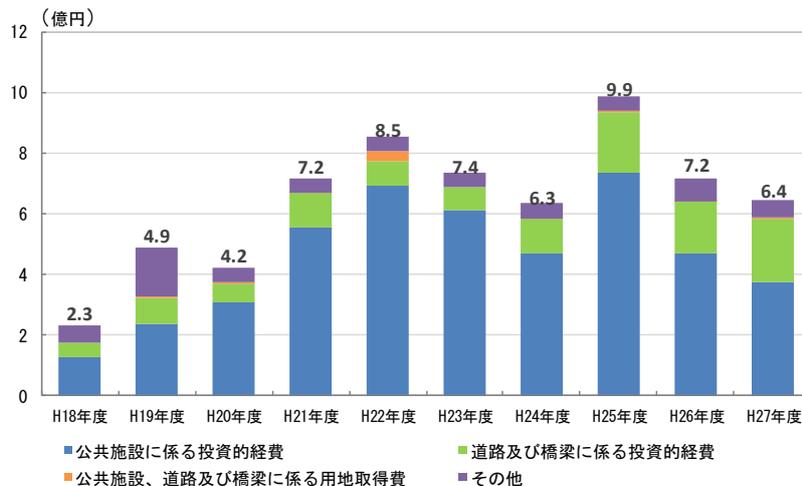


図2-6 歳出決算額の性質別内訳（平成27年度）



（※1）合計値は各内訳の小数点端数処理により、0.1の誤差を含む。

図2-7 投資的経費の推移と内訳（一般会計）

本町所有の公共施設等の「既存更新分」に関する投資的経費は、過去10年まで遡った実績値の平均を使用します。

また、「新規整備分」と「用地取得分」も含めた投資的経費の実績値は、10カ年平均値で、約10.3億円となります。（図2-8、図2-9）

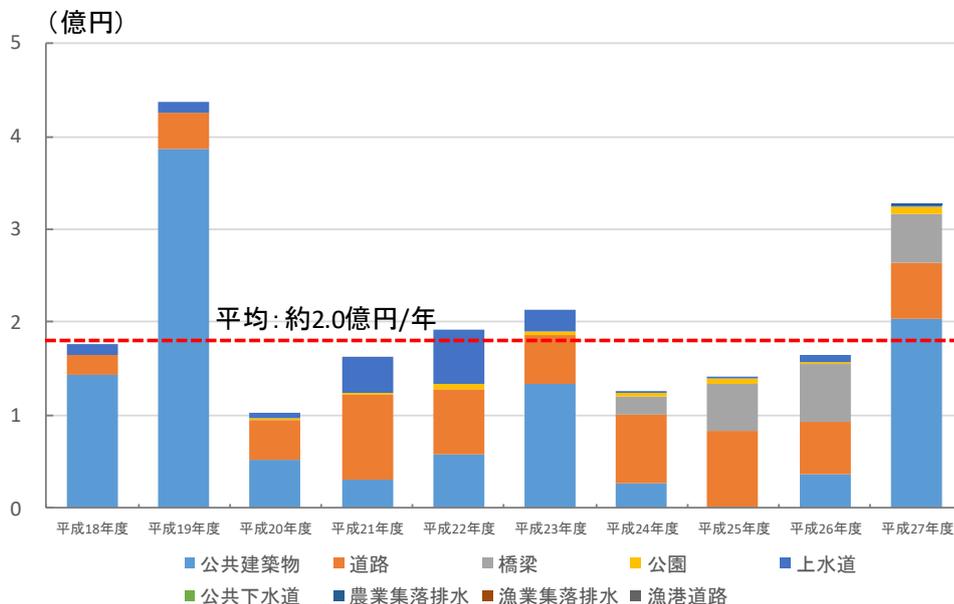


図2-8 「既存更新分」のみの投資的経費

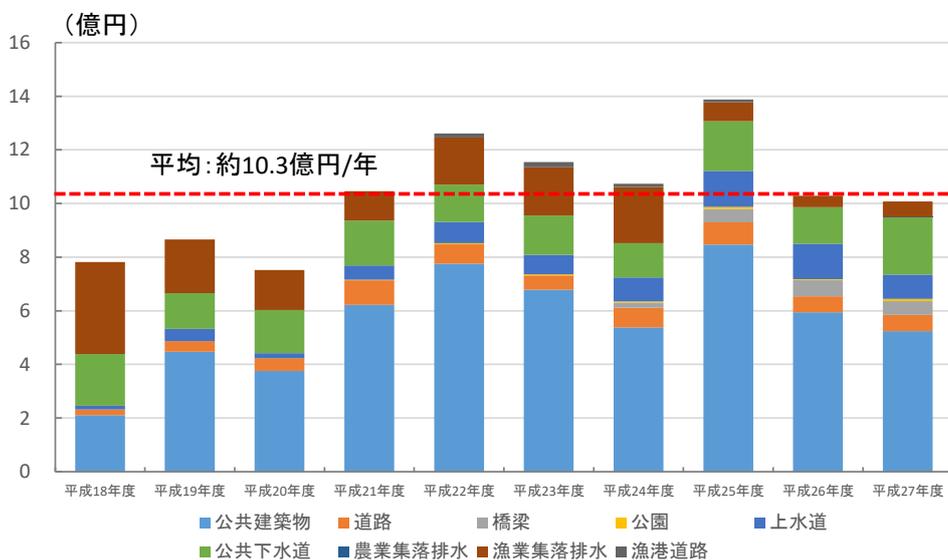


図2-9 「新規整備分」「用地取得分」も含めた投資的経費

3 公共施設等の現状

(1) 公共施設等の総量一覧

本町が所有・管理する公共施設等の総量を一覧表に示します。

表2-1 対象施設の総量一覧表

種別	数量	備考
公共建築物	89,313 m ²	139 施設 (338 棟)
道路	153,207m	866,510 m ²
林道	70,054m	35 路線
農道	59,337m、7 橋	6 地区、17 路線、792 m ²
幹線用水路・ため池	4,241.8m、0.122 km ²	3 水路、4 箇所
橋梁	46 橋	6,058 m ²
公園	2 箇所	夜越山森林公園、ひだまり公園
上水道施設	141,312m	施設：6 施設
下水道施設	30,406m	施設：1 施設
農業集落排水施設	20,425m	施設：4 施設
漁業集落排水施設	17,183m	施設：3 施設
漁港道路	1,489.2m	5 路線

資料：平内町の実績データより算出

(参考) 公共建築物に係る施設保有量推移

	H27	H28	H29
公共建築物面積 (m ²)	89,313	89,433	88,637

(2) 公共建築物の総量把握

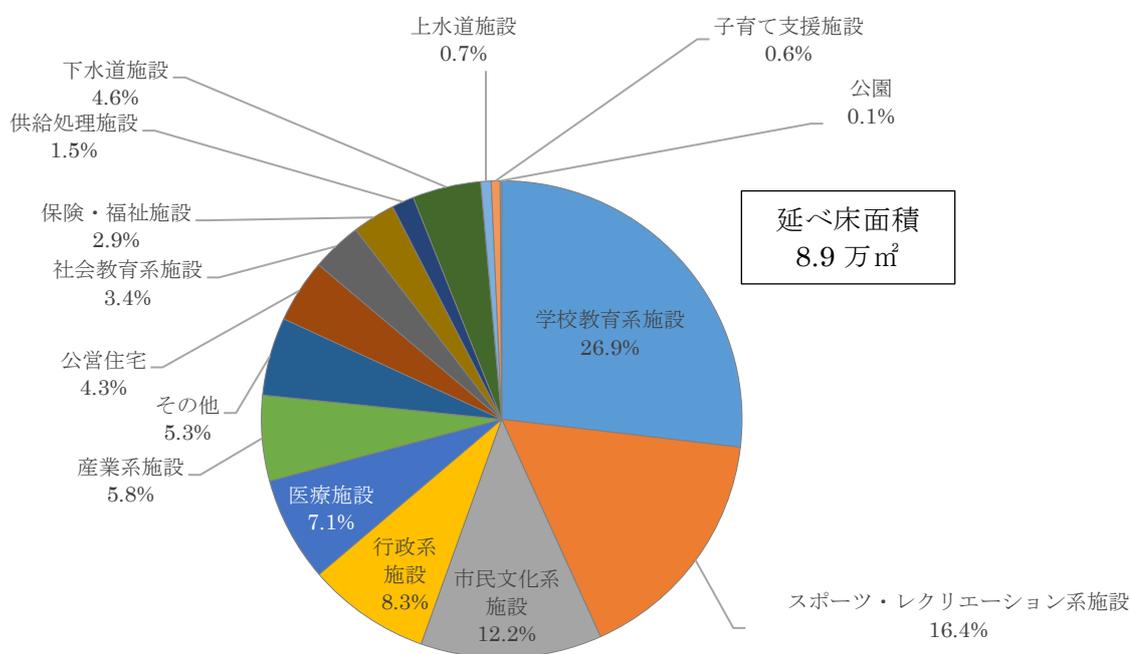
1) 公共建築物の種類内訳

・公共建築物の延べ床面積合計は約8.9万㎡です。主な内訳は、学校教育施設が27%、次いでスポーツ・レクリエーション施設が16%を占めています。

本町の公共建築物の数は、平成27年度末時点で139施設となっており、延べ床面積の合計は8.9万㎡となります。

主な内訳は、学校教育系施設が27%、スポーツ・レクリエーション系施設が16%、文科系施設が12%、行政系施設が8%、医療施設が7%となっています。

(図2-10)



(※1) 合計値は各内訳の小数点端数処理により、0.1の誤差を含む。

図 2-10 公共建築物の延べ床面積の内訳（総務省の大分類）

2) 公共建築物の建築年と延べ床面積

- ・ 公共建築物は、昭和40年代から現在にかけて継続して建設されてきており、特に平成8年に多くの施設が建設されています。
- ・ 建築後60年で建て替えると仮定すると、昭和40年代から始まった施設建設により、令和8年（2026年）から継続して毎年更新が行なわれることとなります。
- ・ 本町の一人当たりの延べ床面積は、平成27年に約7.88㎡/人となり、全国平均値と比較して約2.3倍です。

公共建築物の建築年の経緯をみると、昭和40年代から現在まで、施設の建築が継続して行なわれています。建設のピークは平成8年となり、平成19年以降は1000㎡を超える整備は行なわれていません。有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却類型額の割合を計算した有形固定資産減価償却率は平成28年62.2%、平成29年63.0%と推移しており類似団体（平成28年59.8%、平成29年61.4%）より少し高い水準となっております。

公共建築物の標準的な物理的耐用年数（以下「耐用年数」という。）の設定については、「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）によると、建て替え時期は60年と言われており、建物付属設備と配管の耐用年数は概ね15年であることから、2回目の改修である建設後30年で大規模改修を行い、その後30年で建て替えるものと仮定することが多く、これは総務省の更新費用試算ソフトでも、推計条件となっております。

この改修サイクルの場合、令和8年から約40年間、毎年1,000㎡程度の施設の更新が継続することとなります。（図2-11）

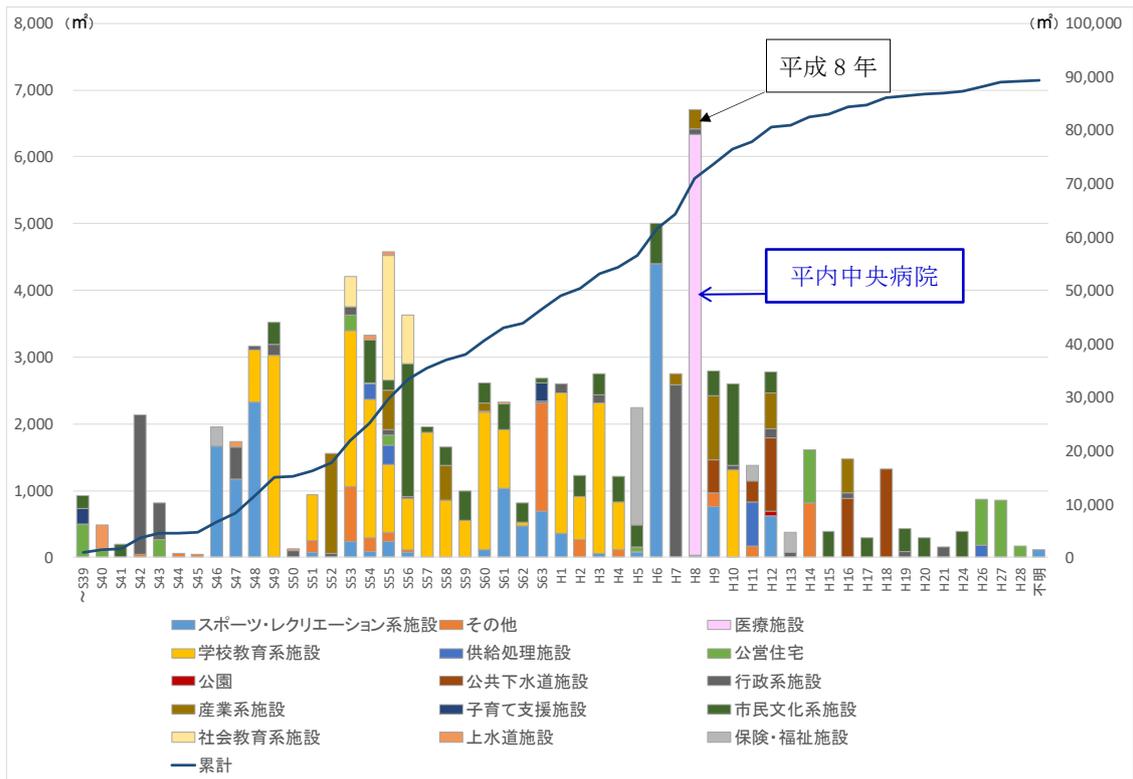


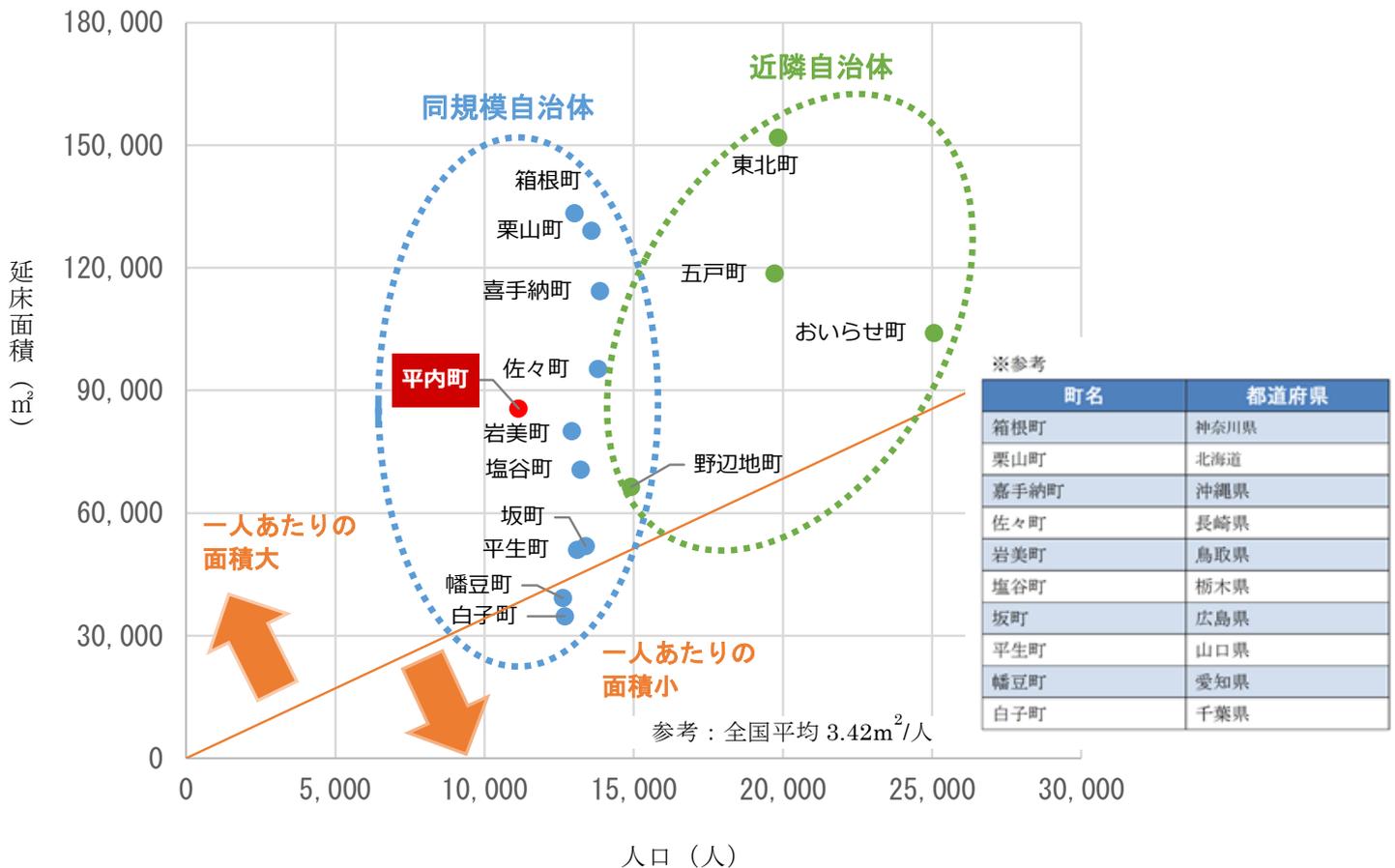
図2-11 建築年別の公共建築物の延べ床面積

公共建築物の総量を相対比較するために、本町の人口一人当たりには換算した延べ床面積を算定すると、平成27年では約8.0 m²/人 (=8.93 万m²÷1.11 万人) となります。ここで「全国自治体公共施設延床面積データ分析結果報告」(東洋大学 PPP センター、平成24年公表)によれば、全国平均の一人当たりの延べ床面積は3.42 m²/人となっております。本町の一人当たりの延べ床面積は、この全国平均値と比較すると、約2.3倍 (=8.0÷3.42) に相当し、同規模人口の自治体と比較しても高い値となっております。平内町と人口が同規模の自治体(23自治体)の平均値6.88 m²/人と比べても多い状況(114.8%)にあります(図2-12)

$$\text{人口一人あたり延べ床面積 (m}^2\text{/人)} = \text{公共建築物の延べ床面積} \div \text{人口}$$

$$\text{平内町人口一人あたり延べ床面積 } 8.02\text{m}^2\text{/人} = 89,312\text{m}^2 \div 11,142\text{人}$$

※建築物の総量の多寡を判定するために考案された1次指標として、人口一人当たりの延べ床面積があります。



資料：東洋大学「全国自治体公共施設延床面積データ」等

図2-12 公共建築物の一人あたり延べ床面積の自治体比較

3) 公共建築物の耐震化の取組

- ・本町では「平内町耐震改修促進計画」（平成28年3月）を策定し、建物の耐震化を推進しています。
- ・令和2年度までに、特定建築物と町有建築物の耐震化率を90%以上とする目標を設定しています。

本町において、平成22年3月に「平内町耐震改修促進計画」が策定され、平成28年3月に改訂が行なわれました。その中で、特定建築物における公共建築物の耐震化率は90.4%、町が所有する建築物の耐震化率は80.0%となっています。

本町では、令和2年度までに、特定建築物と町有建築物の耐震化率をともに90%以上とする目標を設定しています。

法	区 分	建築物 総数①	S56.5以前 の建築物②	S56.6以 降の建 築物④	耐震性 有建築 物数⑤ (③+④)	耐震化 率(%) ⑤/①
			うち耐震 性有③			
法 第 14 条 第 1 号	災害時の拠点・避難施設となる建築物	21	6	15	19	90.4
			4			
	不特定多数の者が利用する建築物	0				
	特定多数が利用する建築物	0				
	計	21	6	15	19	90.4
			4			

町地域整備課調査（H28.3現在）

建築物用途	建築物 総数①	S56.5以前 の建築物②	S56.6以 降の建 築物 ④	耐震性有 建築物数 ⑤(③+④)	現状の耐 震化率 (%) ⑤/①
		うち耐震 性有③			
庁舎等	6	4	2	2	33.3
		0			
学校、体育館	19	5	14	18	94.7
		4			
計	25	9	16	20	80.0
		4			

町地域整備課調査（H28.3現在）

図 2-13 耐震化率について 「平内町耐震改修促進計画」（平成28年3月）より抜粋

(3) インフラ施設の総量把握

- ・本町のインフラ施設の現状は、道路延長153km、農道延長59km（7橋含む）、林道延長70km、幹線用水路1.4km、ため池4箇所、橋梁46橋、公園2箇所、上水道の管路延長141km、下水道の管路延長30km、農業集落排水の管路延長20km、漁業集落排水の管路延長17km、漁港道路延長1.5kmです。

本町が管理する主要なインフラ施設の現状は、都市基盤系施設において道路延長153,207m、農道延長59,337m（7橋含む）、林道延長70,054m、幹線用水路4,242m、ため池4箇所橋梁46橋、公園2箇所、上水道の管路延長141,312m、下水道の管路延長30,406m、農業集落排水の管路延長20,425m、漁業集落排水の管路延長17,183m、漁港道路延長1,489mとなっております。これらのインフラ施設は、整備された時期が集中する“建設ピーク”があるため、その経過年数が進行するにつれて更新時期も集中（“更新ピーク”）の到来によって、多くの投資的経費が必要になる見込みです。

1) 道路の現状

- ・道路延長の合計が153,207mであり、その内訳は一般道路が138,145m、自転車歩行者道が15,062mとなっております。（表2-2）

表2-2 道路の総量（内訳）

一般道路（1級幹線町道、2級幹線町道、その他の町道）	
実延長合計	138,145 m
道路面積	834,041 m ²
自転車歩行者道	
実延長合計	15,062 m
道路面積	32,469 m ²

※国土交通省道路施設現況調査による値

2) 農道、林道の現状

・農道延長の合計は59,337m（7橋含む）、林道延長の合計は70,054mです。

農道は、平成7年以降一斉に整備され、平成7年、8年、9年に整備年が集中しています。（表2-3）農道橋梁は、農道に先がけ昭和61年に整備が集中し、その後、平成7年、8年、10年に整備が行なわれています。（表2-4）また、林道は昭和15年から整備が行なわれ、昭和32年には最も長い約7kmが整備されています。（表2-5）

表2-3 農道の年度別整備量（内訳）

農道	
整備年度	整備延長
平成7年度	49,703 m
平成8年度	6,583 m
平成9年度	3,051 m
合計	59,337 m

表2-4 農道橋梁の年度別整備量（内訳）

農道橋梁	
整備年度	整備面積
昭和61年度	316 m ²
平成7年度	193 m ²
平成8年度	99 m ²
平成10年度	184 m ²
合計	792 m ²

表 2-5 林道の年度別整備量（内訳）

林道			
整備年度	整備延長	整備年度	整備延長
昭和 15 年度	1,320 m	昭和 46 年度	966 m
昭和 18 年度	2,300 m	昭和 47 年度	966 m
昭和 22 年度	1,290 m	昭和 48 年度	966 m
昭和 23 年度	2,550 m	昭和 49 年度	966 m
昭和 26 年度	3,248 m	昭和 50 年度	1,000 m
昭和 27 年度	4,248 m	昭和 53 年度	3,795 m
昭和 28 年度	2,063 m	昭和 54 年度	2,245 m
昭和 29 年度	2,536 m	昭和 55 年度	1,245 m
昭和 30 年度	433 m	昭和 56 年度	1,245 m
昭和 31 年度	433 m	昭和 57 年度	2,455 m
昭和 32 年度	7,160 m	昭和 58 年度	2,455 m
昭和 33 年度	1,370 m	昭和 59 年度	1,289 m
昭和 34 年度	1,800 m	昭和 60 年度	1,289 m
昭和 35 年度	510 m	昭和 61 年度	757 m
昭和 37 年度	1,580 m	昭和 62 年度	1,000 m
昭和 39 年度	2,295 m	平成 7 年度	720 m
昭和 40 年度	1,140 m	平成 8 年度	500 m
昭和 43 年度	1,650 m	平成 9 年度	515 m
昭和 44 年度	4,492 m	平成 10 年度	320 m
昭和 45 年度	2,944 m		
合計(m)		70,054 m	

3) 幹線用水路・ため池の現状

・ 幹線用水路延長の合計は4,241.8m、ため池は4箇所です。

幹線用水路は、平成6年、13年、16年に整備されています。（表2-6）また、ため池は、昭和20年以降、寄付により取得し現在に至っています。（表2-7）

表2-6 幹線用水路の年度別整備量（内訳）

幹線用水路	
整備年度	整備延長
平成6年度	1,783 m
平成13年度	1,030 m
平成16年度	1,428.8 m
合計	4,241.8 m

表2-7 ため池の年度別取得量（内訳）

ため池	
取得年度	取得面積
昭和20年度	0.100000 km ²
昭和21年度	0.014000 km ²
昭和30年度	0.004000 km ²
昭和32年度	0.004000 km ²
合計	0.122000 km ²

4) 橋梁の現状

- ・ 橋梁の建設ピークは昭和61年、平成14年です。
- ・ 橋梁の耐用年数を60年に仮定すると、更新ピークは令和28年（2046年）、令和44年（2062年）になります。

橋梁は、昭和61年、平成14年に建設ピークが発生しています。橋梁の耐用年数を60年に仮定すると、更新ピークは令和28年（2046年）、令和44年（2062年）になります。なお、全橋梁46橋中、建設年不明橋梁は28橋であり、延長では779mとなっています。（図2-14）

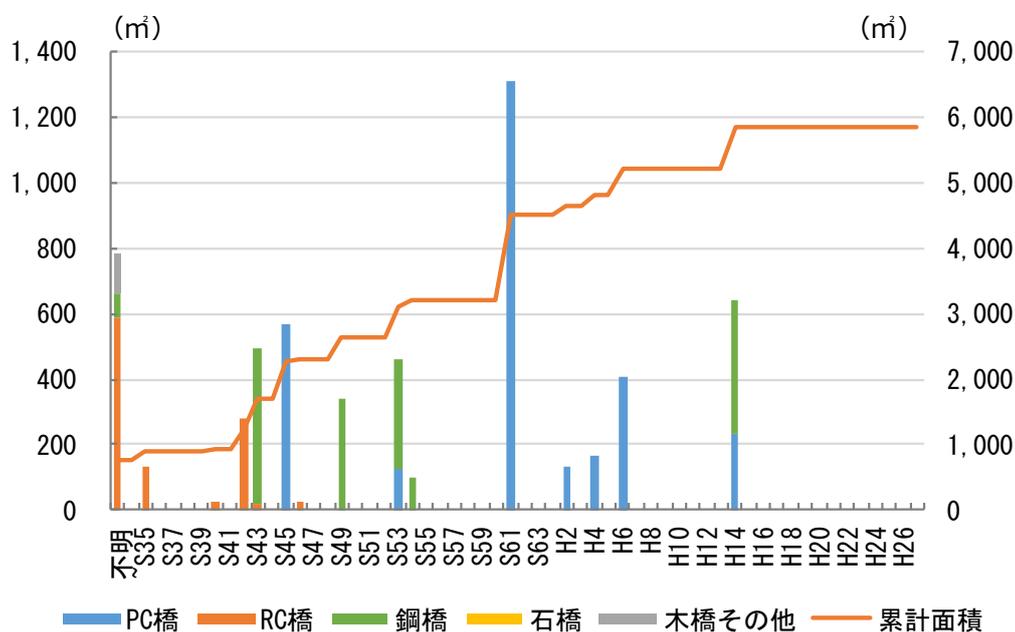


図2-14 橋梁の年別整備量（橋面積）

5) 上水道の現状

- ・ 上水道管路の建設ピークは昭和54年、昭和57年です。
- ・ 上水道管路の耐用年数を40年に仮定すると、大きな更新ピークは平成31年（2019年）と令和4年（2022年）になります。

上水道管路の建設ピークは昭和54年、昭和57年です。上水道管路の耐用年数を40年に仮定すると、大きな更新ピークは平成31年（2019年）と令和4年（2022年）になります。なお、整備年度不明の管路は、全上水道管路延長の約72%約であり102kmとなっています。（図2-15）

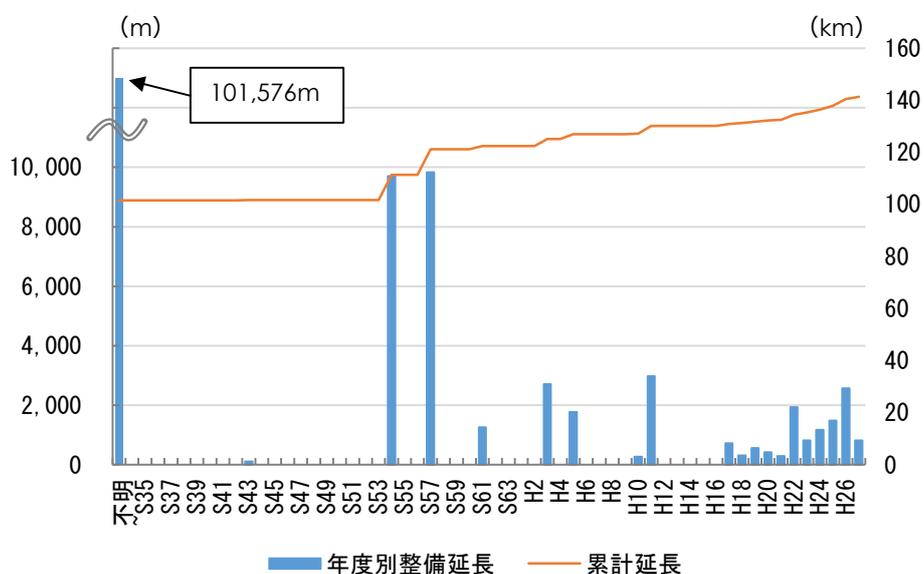


図2-15 上水道の年別整備量（延長）

6) 下水道の現状

- ・下水道管路の建設ピークは平成13年です。
- ・下水道管路の耐用年数を50年に仮定すると、更新ピークは令和33年（2051年）になります。
- ・しかし、下水道の下水道処理人口普及率は平成26年度末時点で31.9%であり、引続き整備する必要があります。

下水道の管路は、平成11年から整備が進められ、平成13年に建設ピークがあります。

下水道管路の耐用年数を、法定耐用年数の50年に仮定すると、更新ピークは令和33年（2051年）になります。（図2-16）

一方、下水道の下水道処理人口普及率は平成26年度末時点で31.9%です。社会資本整備計画（平成28年～令和2年）では、令和2年度末に向け下水道処理人口普及率を40%とする目標を設定しています。今後も整備する必要があります。

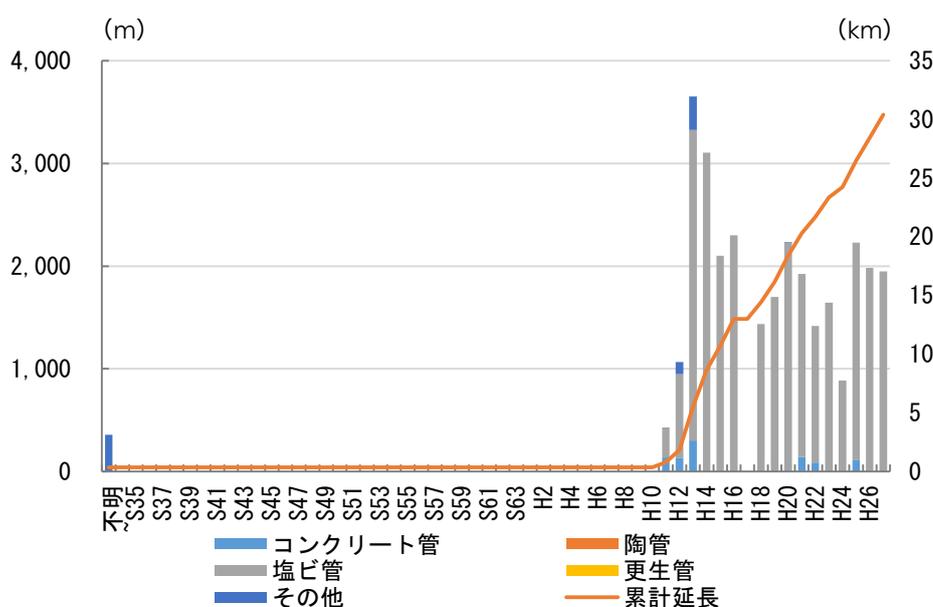


図2-16 下水道の年別整備量（延長）

7) 農業集落排水の現状

- ・ 農業集落排水管路の建設ピークは平成5年と平成13年です。
- ・ 農業集落排水管路の耐用年数を50年に仮定すると、更新ピークは令和25年（2043年）と令和33年（2051年）になります。（図2-17）

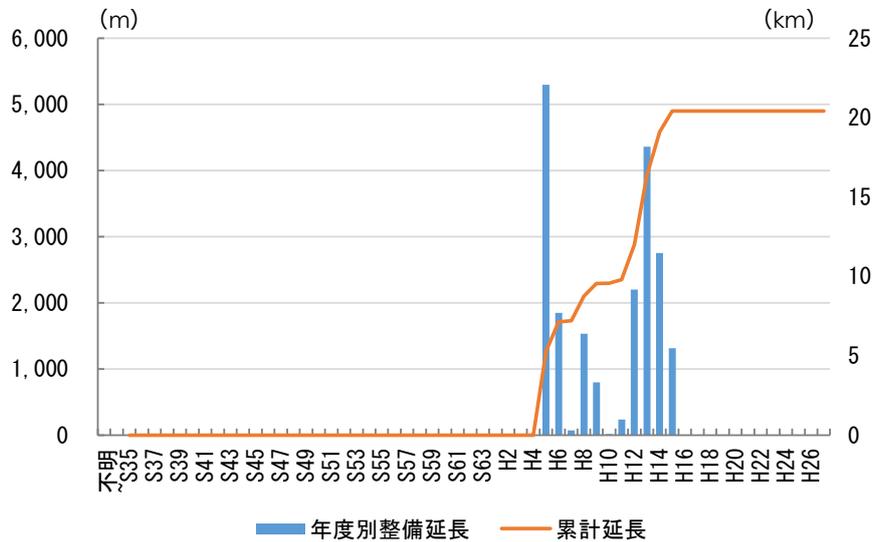


図2-17 農業集落排水の年別整備量（延長）

8) 漁業集落排水の現状

- ・ 漁業集落排水管路の建設ピークは平成12年と平成19年、平成20年です。
- ・ 漁業集落排水管路の耐用年数を50年に仮定すると、更新ピークは令和32年（2050年）と令和39年（2057年）、令和40年（2058年）になります。（図2-18）

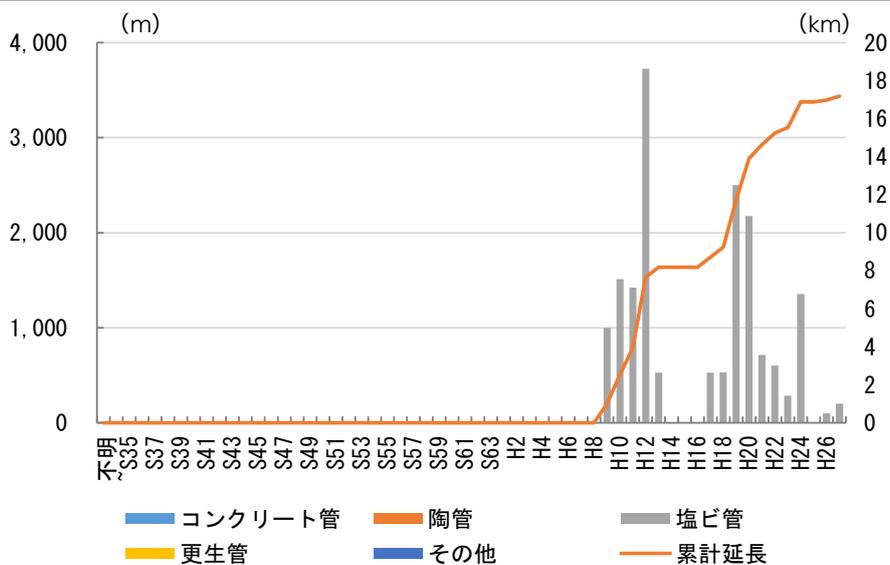


図 2-18 漁業集落排水の年別整備量（延長）

9) 漁港施設の現状

本町の漁港は、昭和51年度に白砂漁港が、昭和59年度に狩場沢漁港・浪打漁港（浪打地区）が、平成3年度に浪打漁港（土屋地区）・浪打漁港（番所地区）が農林水産省告示による漁港の指定を受けています。（表2-8）

漁港道路については、平成5年度から平成25年度にかけて整備が行われ、総延長は1489.2mに及びます。（表2-9）

表2-8 漁港施設一覧

	狩場沢漁港	白砂漁港	浪打漁港 (浪打地区)	浪打漁港 (土屋地区)	浪打漁港 (番所地区)
護岸(m)	155.0	—	147.1	124.0	198.9
突堤(m)	21.0	242.0	40.0	20.0	—
防波堤(m)	458.0	530.0	307.9	465.0	90.0
船揚場(m)	90.0	—	145.0	131.0	80.0
物揚場(m)	120.1	—	—	100.0	80.0
施設用地(m ²)	9,397.9	—	7,840.0	13,290.0	6,110.0
漁港道路(m)	273.0	337.0	385.0	261.0	233.2

表2-9 漁港道路の整備量

港湾名	漁港の指定年度	道路の整備年度	道路の整備延長	道路の整備延長合計
狩場沢漁港	昭和59年度	平成7年度	153.0m	1489.2m
		平成20年度	120.0m	
白砂漁港	昭和51年度	平成5年度	337.0m	
浪打漁港(浪打地区)	昭和59年度	平成23年度	385.0m	
浪打漁港(土屋地区)	平成3年度	平成11年度	261.0m	
浪打漁港(番所地区)	平成3年度	平成25年度	233.2 m	

4 公共施設等の更新費の将来見通しと課題

(1) 公共施設等に関する将来の修繕更新費の推計方法

- ・公共施設等の将来の更新費は、施設類型ごとに耐用年数を設定し、建設年度を踏まえた費用を推計します。
- ・推計においては、現在の公共施設等と同面積、同延長で修繕、更新すると仮定します。

公共建築物とインフラ施設を含めた将来の更新費の推計は、総務省が推奨する「公共施設等更新費用試算ソフト」（以下「総務省ソフト」という。）を使用します。また、既定の長寿命化計画がある施設等は、その推計値を使用し将来の更新費を推計します。（表2-10、表2-11）

※現在保有する公共施設等を同面積、同延長で更新すると仮定して試算します。なお、物価変動率、落札率等は予想が困難なため考慮しません。

表2-10 更新費の推計方法

種別	既定の長寿命化計画の有無	推計方法
公共建築物	あり	・総務省の算定基準で推計（表2-12参照）
道路	あり	・総務省の算定基準で推計（表2-13参照）
橋梁	あり（46橋中15m以上の13橋のみ対象） （平内町橋梁長寿命化修繕計画H22.4）	・総務省の算定基準で推計（表2-14参照）
上水道施設	無し	・総務省の算定基準で推計（表2-15参照）
下水道施設	無し	・総務省の算定基準で推計（表2-16参照）
農業集落排水施設	無し	・公共下水道に準拠し推計（表2-16参照）
漁業集落排水施設	無し	・公共下水道に準拠し推計（表2-16参照）
漁港道路	無し	・総務省の算定基準で推計（表2-13参照）

表2-11 耐用年数の設定

施設	更新年度	単位
公共建築物	建築後60年で建て替え（建築後30年で大規模改修）※1	延べ床面積（㎡）
道路	15年で舗装の部分更新（打換え）	百万円/年 （5か年平均値）
橋梁	建築後60年で架替え※2	面積（㎡）
上水道管路	建築後40年で更新※2	延長（m）
下水道管路	建築後50年で更新※2	延長（m）
農業集落排水管路	建築後50年で更新※2	延長（m）
漁業集落排水管路	建築後50年で更新※2	延長（m）
漁港道路	15年で舗装の部分更新（打換え）	百万円/年 （5か年平均値）

※1 一般社団法人日本建築学会に準拠

※2 法定耐用年数

【推計条件】

○公共建築物（表2-12）

- 公共建築物の大分類ごとの単価に延べ床面積を乗じること
で、更新費を算出します。
- 更新時期は、建築後30年で
大規模改修をし、60年で建
て替えるものとします。

表2-12 公共建築物の更新費単価

更新（建て替え）	
施設大分類	費用単価
文化系、社会教育系、行政系等施設	40万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系等施設	36万円/m ²
学校教育系、子育て支援施設等	33万円/m ²
公営住宅	28万円/m ²
大規模改修（上記の建て替え費用の6割前後※）	
施設大分類	費用単価
住民文化系、社会教育系、行政系等施設	25万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系等施設	20万円/m ²
学校教育系、子育て支援施設等	17万円/m ²
公営住宅	17万円/m ²

※総務省ソフトの計算条件に基づく。

○道路・漁港道路（表2-13）

- 整備面積を計画年数（今回
の
場合は40年）で割った値を1
年間の舗装部分の更新量と
仮定し、更新費用を算出す
る。

表2-13 道路の更新費用単価

更新	
区分	単価
一般道路	4,700円/m ²
自転車歩行者道	2,700円/m ²

※総務省ソフトの計算条件に基づく。

○橋梁（表2-14）

- 橋種ごとの単価に橋梁の面
積を乗じること
で、更新費
を推計します。
- 更新時期は、建設後60年と
します。

表2-14 橋梁の更新費単価

更新	
橋種	単価
PC橋	42.5万円/m ²
鋼橋	50.0万円/m ²
RC橋 その他	44.8万円/m ²

※総務省ソフトの計算条件に基づく。

表2-15 上水道管路の更新費単価

○上水道管路（表 2-15）

- ・ 管径ごとの単価に上水道管路の延長を乗じることで、更新費を推計します。
- ・ 更新時期は、建設後 40 年とします。

導水管/送水管		配水管	
管径	単価	管径	単価
300 mm未満	100 千円/m	150 mm以下	97 千円/m
300～500 mm	114 千円/m	200 mm以下	100 千円/m
500～1000 mm未満	161 千円/m	250 mm以下	103 千円/m
1000～1500 mm未満	345 千円/m	300 mm以下	106 千円/m
1500～2000 mm未満	742 千円/m	350 mm以下	111 千円/m
2000 mm以上	923 千円/m	400 mm以下	116 千円/m
		450 mm以下	121 千円/m
		550 mm以下	128 千円/m
		600 mm以下	142 千円/m
		700 mm以下	158 千円/m
		800 mm以下	178 千円/m
		900 mm以下	199 千円/m
		1000 mm以下	224 千円/m
		1100 mm以下	250 千円/m
		1200 mm以下	279 千円/m
		1350 mm以下	628 千円/m
		1500 mm以下	678 千円/m
		1650 mm以下	738 千円/m
		1800 mm以下	810 千円/m
		2000 mm以下	923 千円/m

※総務省ソフトの計算条件に基づく。

○下水道、農業集落排水、漁業集落排水管路（表 2-16）

- ・ 管種ごとの単価に下水道及び農業集落排水、漁業集落排水管路の延長を乗じることで、更新費を推計します。
- ・ 更新時期は、建設後 50 年とします。

表2-16 下水道及び農業集落排水、漁業集落排水管路の更新費単価

更新	
管種	単価
コンクリート管	124 千円/m
陶管	124 千円/m
塩ビ管	124 千円/m
更生管	134 千円/m

※総務省ソフトの計算条件に基づく。

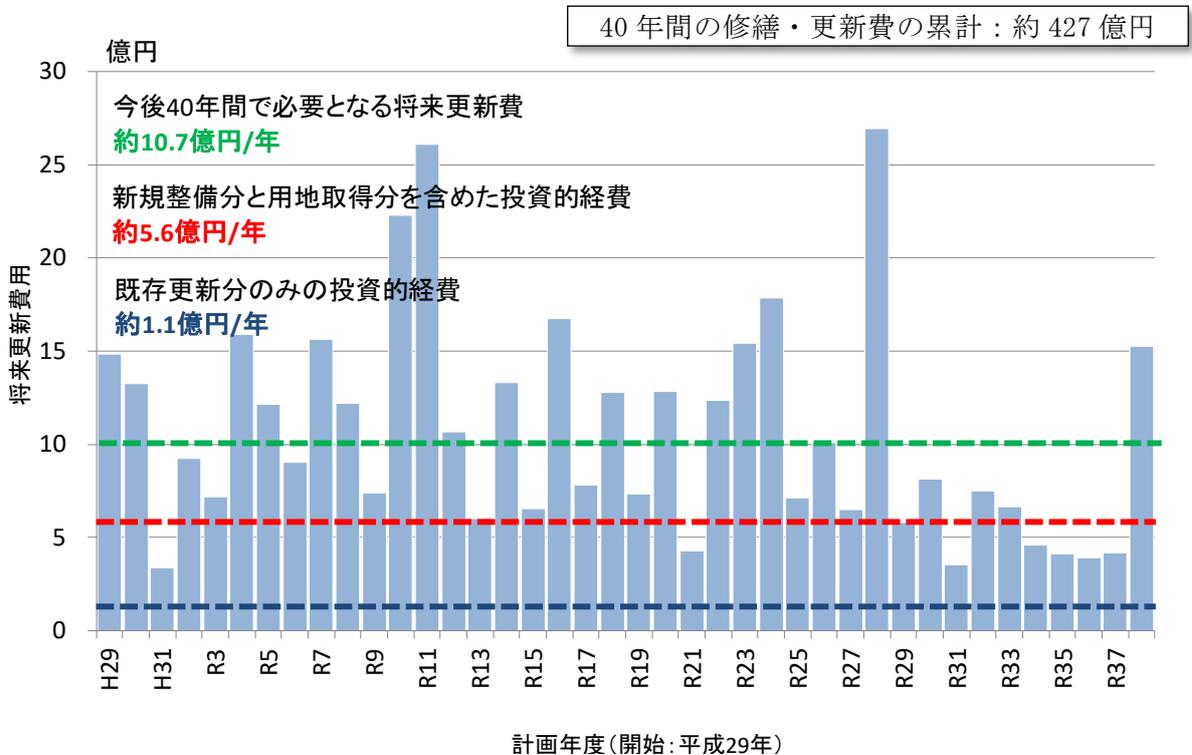
(2) 公共建築物の将来更新費の見通しと課題

- ・ 公共建築物の将来更新費を推計した結果、今後40年間の累計更新費は約427億円となります。
- ・ 公共建築物の更新は、平成29年から10億円以上の更新費が断続的に続きます。
- ・ 更新費に充当可能な投資的経費の年平均実績値は、約5.6億円/年です。
- ・ 将来必要な更新費は、投資的経費の実績値を大きく上回ることが課題です。

公共建築物については、現在と同じ延べ床面積とし、また、耐用年数として建築後30年の大規模改修と建築後60年の建て替えを想定し、今後40年間の更新費を推計すると、累計更新費は約427億円、年平均では約10.7億円/年の更新費が必要になります。また更新ピークは令和28年ですが、その他の年度にも10億円以上の更新が断続的に続く見通しです。

公共建築物の修繕・更新に充当可能な投資的経費の年平均実績値は、「既存更新分（既存施設の建て替え等の経費）」で約1.1億円/年、「新規整備分」と「用地取得分」を含めると約5.6億円/年となっています。（図2-19）

将来必要な修繕・更新費は、投資的経費の実績値を大きく上回ることが課題です。今後は、施設の長寿命化等によって、必要な修繕・更新費を削減しなければなりません。



※総務省ソフトの計算条件に基づいて試算
※投資的経費の算定理由は、本章の2(2)参照

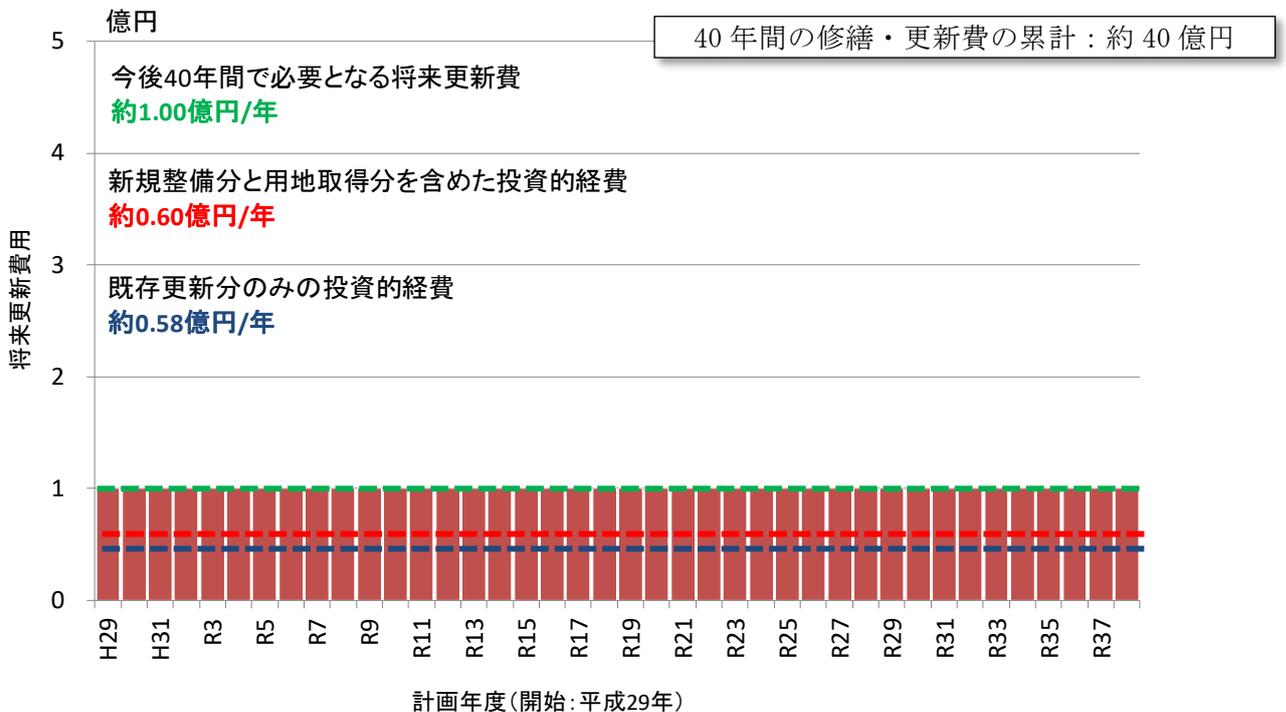
図 2-19 公共建築物の将来更新費の推計

(3) インフラ施設の将来更新費の見通しと課題

1) 道路の将来更新費の見通しと課題

- ・道路の将来更新費を推計した結果、今後40年間の累計更新費は約40億円となります。
- ・更新費に充当可能な投資的経費の年平均実績値は、約0.6億円/年となります。

総務省ソフトにおける道路の将来更新費の推計では、耐用年数を15年とし、舗装全面を打ち換える条件となっております。この条件を基に、今後40年間の更新費を算出すると、累計更新費は約40億円、年平均では約1.00億円/年の更新費が必要になります。修繕・更新に充当可能な投資的経費の年平均実績値は、「既存更新分」で約0.58億円/年となり、「新規整備分」と「用地取得分」を含めると約0.60億円/年になります。（図2-20）



※総務省ソフトの計算条件に基づいて試算
※投資的経費の算定理由は、本章の2(2)参照

図 2-20 道路の将来更新費の推計

2) 橋梁の将来更新費の見通しと課題

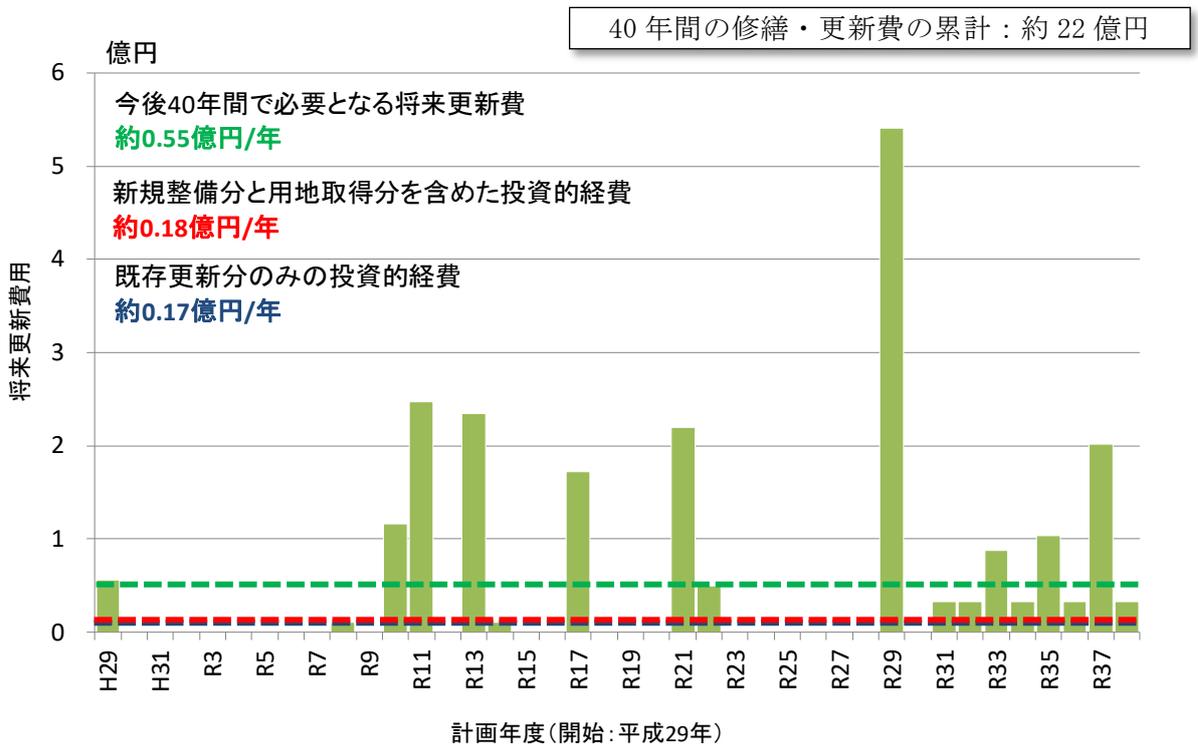
- ・ 橋梁の将来更新費を推計した結果、今後40年間の累計更新費は約22億円となります。
- ・ 橋梁の更新ピークは、令和29年になります。
- ・ 今後は計画的な修繕・更新を行い、「平内町橋梁長寿命化修繕計画」を確実に実践することが課題です。

本町では、平成22年4月に「平内町橋梁長寿命化修繕計画」を策定していますが、ここでは長寿命化を図らない場合のケースとして、耐用年数60年とし、今後40年間の更新費を推計します。

今後40年間の累計更新費は約22億円、1年当り約0.55億円/年の更新費が必要になります。また更新ピークは、令和29年に集中します。

修繕・更新に充当可能な投資的経費の年平均実績値は、「既存更新分」で約0.17億円/年となり、「新規整備分」と「用地取得分」を含めると約0.18億円/年となります。(図2-21)

今後は、「平内町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に修繕・更新をしていくことが必要です。



※総務省ソフトの計算条件に基づいて試算
 ※投資的経費の算定理由は、本章の2(2)参照

図 2-21 橋梁の将来更新費の推計

3) 上水道施設の将来更新費の見通しと課題

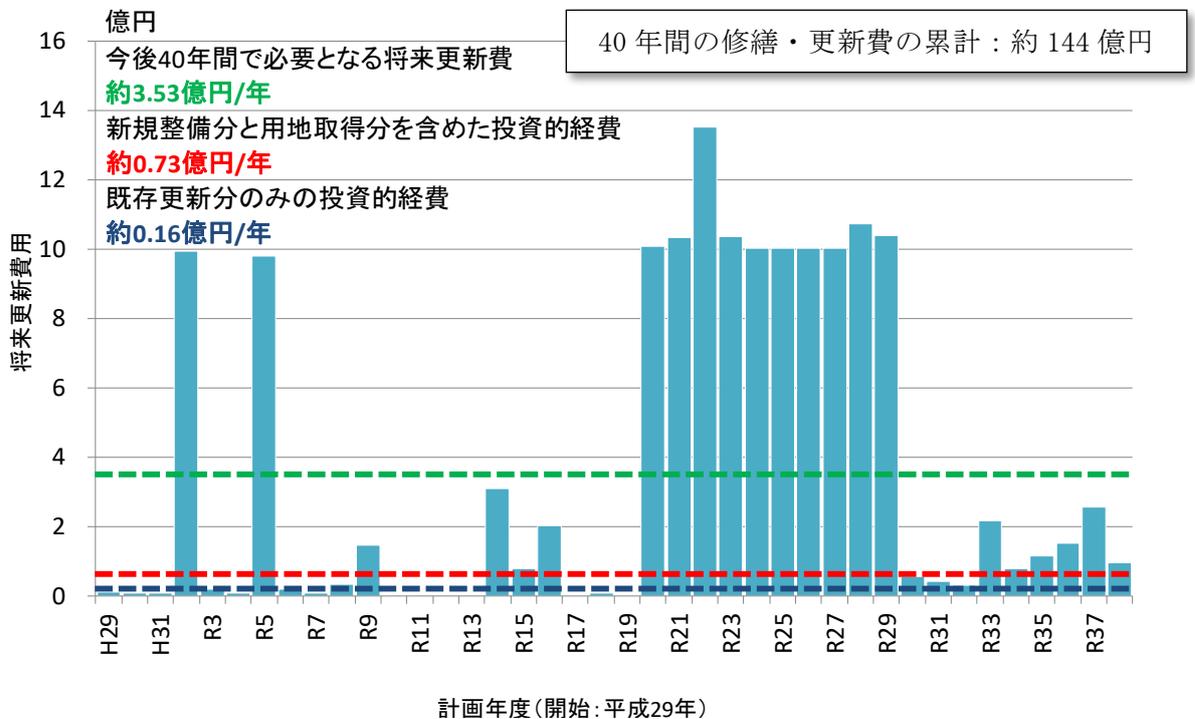
- ・ 上水道施設の将来更新費を推計した結果、今後40年間の累計更新費は約144億円となります。
- ・ 上水道施設の更新ピークは令和2年、令和5年及び令和20年～令和29年になります。
- ・ 更新費に充当可能な投資的経費の年平均実績値は、約0.73億円/年です。
- ・ 将来必要な更新費は、投資的経費の実績値を大きく上回ることが課題です。

上水道施設については、耐用年数を40年とし、今後40年間の上水道施設の更新費を推計すると、累計更新費は約144億円、年平均では約3.53億円/年が必要になります。また更新ピークは令和2年、令和5年及び令和20年～令和29年と予想されます。

上水道施設の修繕・更新に充当可能な投資的経費の年平均実績値は、「既存更新分」で約0.16億円/年、「新規整備分」と「用地取得分」も含めると約0.73億円/年となります。（図2-22）

将来必要な修繕・更新費は、投資的経費の実績値を大きく超えることが課題です。今後は、修繕・更新工事の分散化や施設の長寿命化等によって、必要な修繕・更新費を縮減する必要があります。

※なお、上水道管路については、約71%の整備年度が不明であるため、不明分管路の更新費については、整備年が判明している管路の平均年を中心とし、10年間で按分しています。



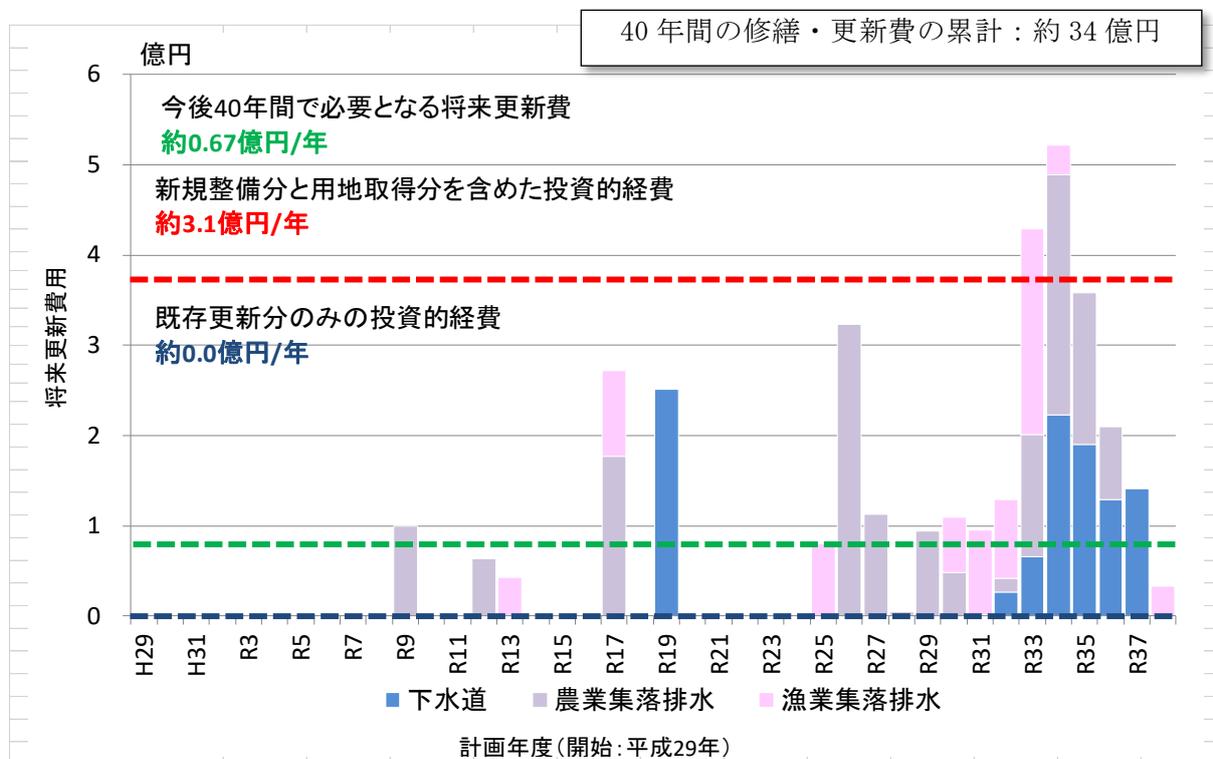
※総務省ソフトの計算条件に基づいた試算
※投資的経費の算定理由は、本章の2(2)参照

図 2-22 上水道施設の将来更新費の推計

4) 下水道(農集排、漁集排含む)施設の将来更新費の見通しと課題

- 下水道(農集排、漁集排含む)施設の将来更新費を推計した結果、今後40年間の累計更新費は約34億円となります。
- 下水道(農集排、漁集排含む)施設の更新のピークは、令和34年、令和35年です。
- 更新費に充当可能な投資的経費の年平均実績値は、約3.1億円/年です。
- 将来必要な更新費は、投資的経費の実績値以下となり、十分な更新が可能です。

下水道(農集排、漁集排含む)施設については、耐用年数50年とし、今後40年間の更新費を推計すると、累計更新費は約34億円、年平均では約0.67億円/年が必要になります。また更新のピークは、令和34年、令和35年です。(図2-23)



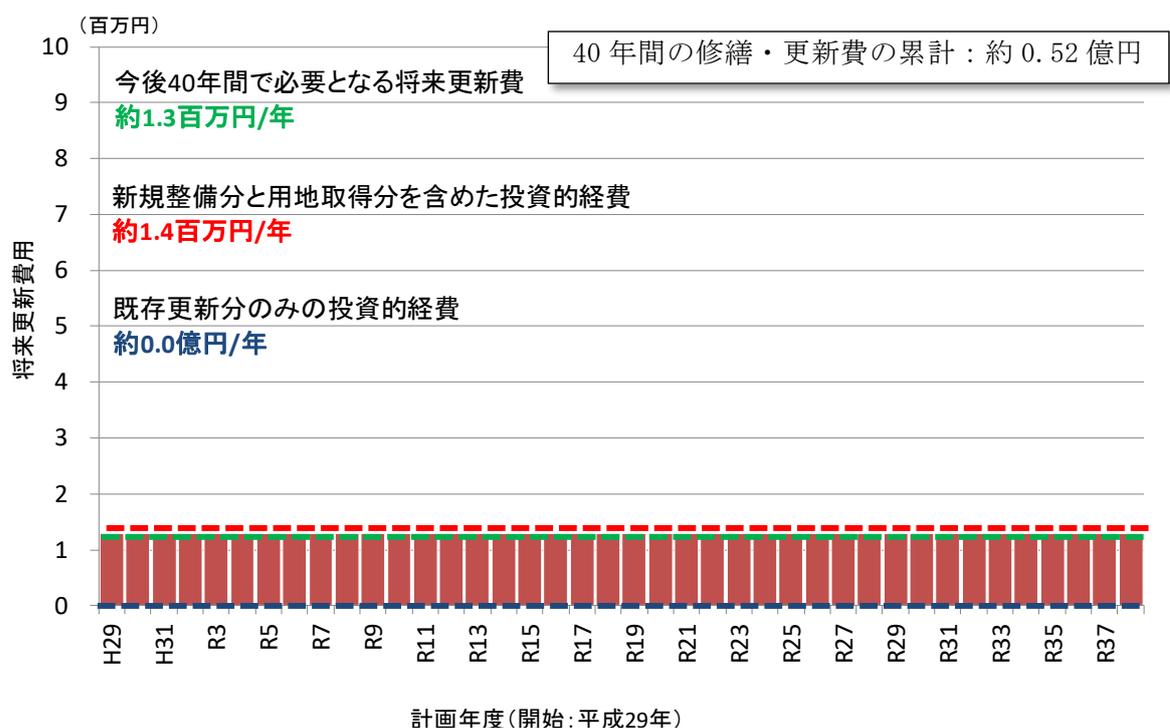
※総務省ソフトの計算条件に基づいた試算
※投資的経費の算定理由は、本章の2(2)参照

図 2-23 下水道施設(農集排、漁集排含む)の将来更新費の推計

5) 漁港道路の将来更新費の見通しと課題

- ・ 漁港道路の将来更新費を推計した結果、今後40年間の累計更新費は約0.52億円となります。

漁港道路の将来更新費については、過去の新規整備分投資的経費の実績より推計を行います。この条件を基に、今後40年間の更新費を算出すると、年平均では約130万円/年の更新費が必要になります。（図2-24）



※総務省ソフトの計算条件に基づいて試算
※投資的経費の算定理由は、本章の2(2)参照

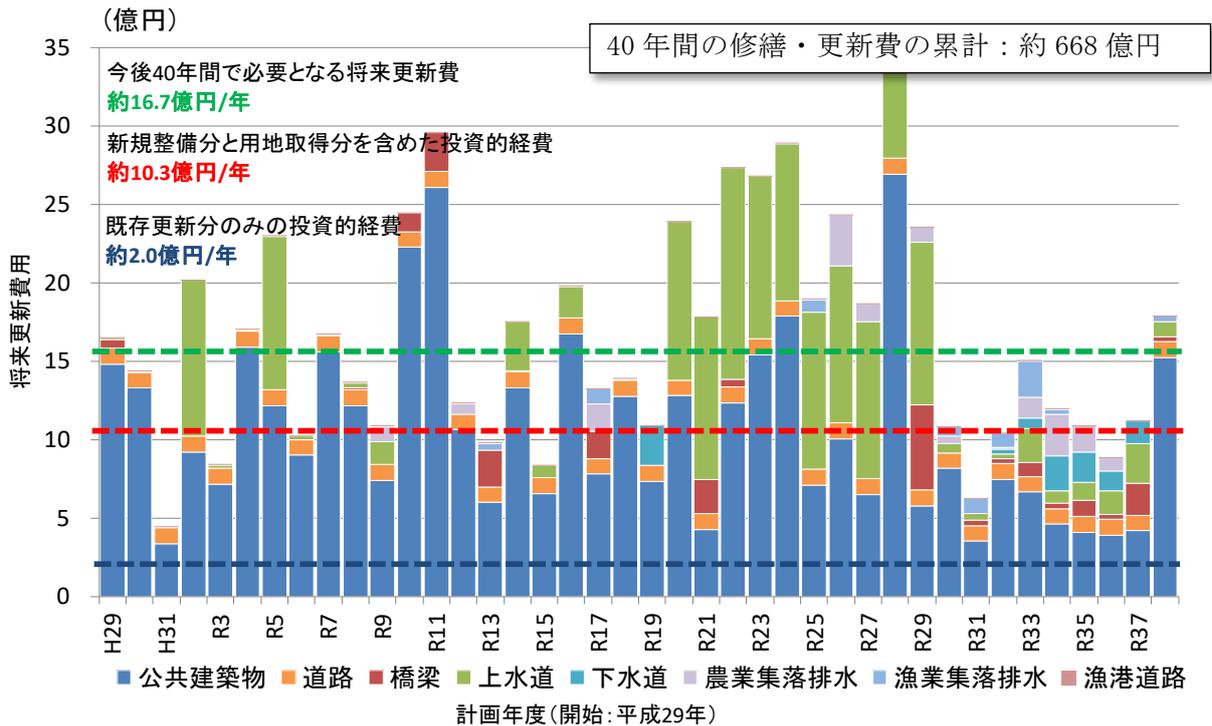
図 2-24 漁港道路の将来更新費の推計

(4) 全公共施設等の将来更新費の見通しと課題

- ・ 今後40年間の全ての公共施設等の累計更新費は、約668億円となります。
- ・ 公共施設等の更新ピークは、令和2年～令和9年、令和17年、令和20年～令和29年及び令和37年です。
- ・ 累計更新費の年平均値は約16.7億円/年となり、新規整備・用地取得を含めた投資的経費の実績値(約10.3億円/年)のおよそ1.6倍になる見通しです。

公共建築物とインフラ施設の更新費を合計した結果を示します。

法定耐用年数どおりに公共施設等を更新した場合、今後40年間に約646億円の更新費が必要となり、年平均値では約16.7億円/年となります。また、更新ピークは令和2年～令和9年、令和17年、令和20年～令和29年及び令和37年になる見通しです。(図2-25) 公共施設等の修繕・更新費に充当してきた投資的経費の実績値は、「既存更新分」が約2.0億円/年、「新規整備分」と「用地取得分」を含めると約10.3億/年となります。(12ページ、図2-8、図2-9)



※総務省ソフトの計算条件に基づいた計算
※投資的経費の算定理由は、本章の2(2)参照

図2-25 公共建築物とインフラ施設を合わせた将来の改修更新費の推計

このことから、全ての公共施設等を耐用年数どおりに更新すると、年平均で約16.7億円/年もの更新費が必要となり、これは「新規整備」と「用地取得」を含めた投資的経費の実績値(10.3億円/年)のおよそ1.6倍に達する見通しです。

この様な結果から、本町における公共施設等の修繕・更新には以下のことが課題といえます。

【公共施設等を管理していく上での課題】

① 投資的経費を大きく上回る修繕・更新のピークが間もなく到来

高度経済成長期に建設された多くの公共施設等は、あと4年で1回目の更新ピークを迎え、ピーク時には過去の実績値より算出した建設・更新の投資的経費(10.3億円)のおよそ2.3倍に達します。この更新ピークを無くすことが課題となります。

② 「対症療法型の維持管理」では投資的経費を上回る修繕・更新費が必要

これまでの「対症療法型の維持管理」では更新・建て替え等に多くの費用が発生するため、施設を安全に保ちながら長期に渡って修繕・更新費を縮減する必要があります。

③ 公共建築物(ハコモノ)の修繕・更新費が多い

公共建築物の修繕・更新費はインフラ施設を含めた全体のおよそ6割を占めます。対策として、公共建築物の縮減が考えられます。本町の住民一人当たりの公共建築物の延べ床面積は約8.01㎡/人であり、全国平均と比べ約2.3倍と高い値であることから、考慮していく必要があります。

第3章 公共施設等の総合かつ計画的な管理の基本方針

1 公共施設等の管理に係る課題と基本方針

本町における公共施設等の現状に対する課題認識を踏まえ、課題解決に向けた総合かつ計画的な管理の基本方針を以下に示します。

【現状の課題】

- ①投資的経費を大きく上回る修繕・更新のピークが間もなく到来
- ②「対症療法型の維持管理」では投資的経費を上回る修繕・更新費が必要
- ③公共建築物（ハコモノ）の修繕・更新費が多い



【課題解決に向けた基本方針】

①予防保全型維持管理・長寿命化による将来更新費の縮減【長寿命化】

計画的な点検・診断・修繕を実施し、予防保全型の維持管理を行うことで、公共施設等を安全かつ経済的に使用することが可能となります。このためには、個別施設別の長寿命化計画の早期策定を行い、適切なメンテナンスサイクルの構築に努めます。

②質と量の最適化による公共建築物の削減【質と量の最適化】

本町は、小湊町、東平内村、西平内村の合併により多くの公共建築物を保有しております。公共施設等の将来更新費においても約6割を占めるものであり、公共建築物の削減が必要となります。このため、住民ニーズを把握し、利用度の低い施設については、統廃合や除却等の検討を行い、今後40年かけて延べ床面積を約3割削減することに努めます。

③改修・建替え工事の分割による将来更新費の平準化【平準化】

高度経済成長期に建設された多くの公共施設等は、間もなく改修・建替えの時期を迎えます。本町においても、充当可能な投資的経費を大きく上回ることが予測されます。このため、限られた予算内に将来更新費用を抑えるため、改修・建替えの優先順位を検討し、工事実施時期を計画的に分散することで、将来更新費の平準化に努めます。

2 将来更新費用縮減に向けた検討

基本方針を基に、修繕・更新費の縮減に向けた検討を以下の手順で実施しました。

【検討ケース①】公共施設等の長寿命化

総務省が示す将来更新費用の算出方法においては、公共施設等を法定耐用年数通りに、改修・建替えを行うよう試算いたします。このため、予防保全型維持管理による公共施設等の長寿命化（耐用年数を伸ばす）を行った場合において、計画期間内に実施する改修・建替え費用の算出を行いました。

【検討ケース②】公共建築物の削減

検討ケース①の結果を基に、将来更新費用の多くを占める公共建築物の必要な削減量を検討いたしました。公共建築物の削減量については、将来更新費用の年平均が本町の充当可能な投資的経費内（10.3億円/年）に抑えることが可能な割合の算出を行いました。

【検討ケース③】公共施設等の工事平準化

検討ケース②の結果において、公共施設等が集中的に建設された年度において、本町の充当可能な投資的経費を上まわる将来更新費用が必要な年度が見られます。このため、改修・建替え時期を前倒しし、計画的な修繕計画を実施した場合の将来更新費用の算出を行いました。

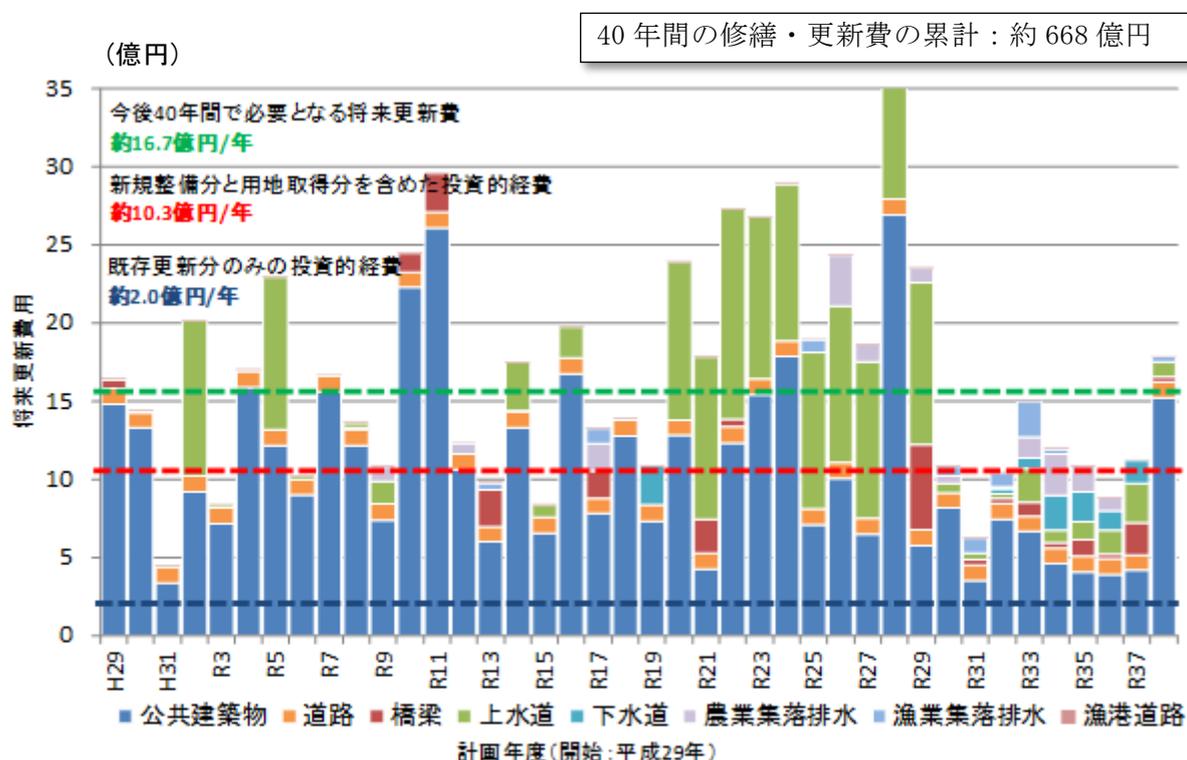


図 2-25 (再掲) 現状の公共施設等の修繕・更新費の推計

(1) 検討ケース①：公共施設等の長寿命化

- ・本町の公共施設等を長寿命化することで、将来更新費用の縮減を図ります。
- ・今後40年間に必要な公共施設等の修繕・更新費は、約454億円に減少することが可能となります。
- ・ただし、1年間に必要な修繕・更新費が11.4億円/年となり、投資的経費の実績値（約10.3億円/年）を上回る結果となっております。

検討ケース①として、本町が所有している公共施設等について、アセットマネジメントや長寿命化計画を推進した場合の将来更新費用の検討を行います。

長寿命化計画によって、既に将来更新費用を算定している橋梁については、その値を使用します。それ以外の公共施設等については、「建築物の耐久計画に関する考え方」や「上水道のアセットマネジメントの手引き（厚生労働省）」、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省監修）」に記載がある耐用年数を基に検討します。

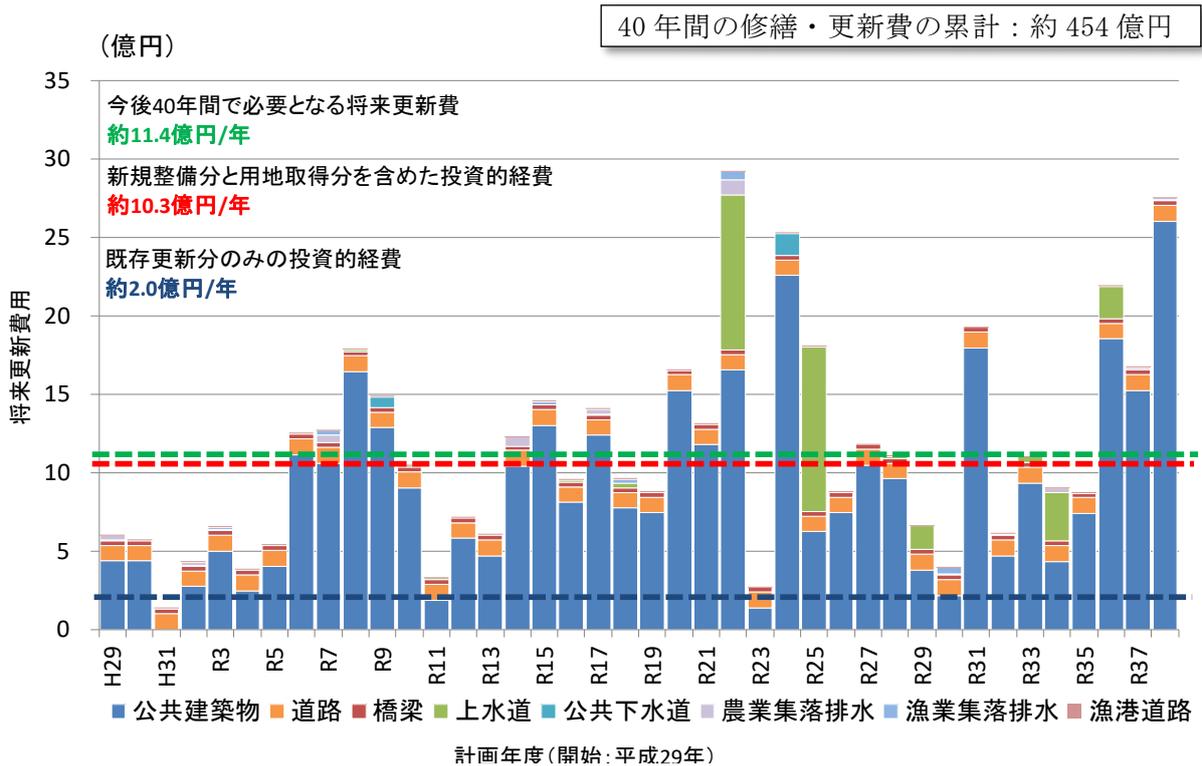


図 3-1 【検討ケース①】長寿命化を図った公共施設等の修繕・更新費の推計

公共施設等の長寿命化による修繕・更新費を推計した結果、今後40年で必要な修繕・更新費は約454億円に縮減されました。しかしながら、修繕・更新費の年平均値は約11.4億円/年となり、「新規整備分」と「用地取得分」も含めた投資的経費の年平均実績値10.3億円/年を上回っております。

公共建築物の修繕・更新費のみで投資的経費の年平均実績値を上回る年が数多く見られます。(図 3-1)

このため、将来更新費用の多くを占める公共建築物について、削減を行うことで、修繕・更新費用の低減を図ることが必要となります。

【長寿命化の考え方】

公共建築物の長寿命化

日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」では、75年程度を目標耐用年数に設定することが示されております。このため、RC構造物の耐用年数を60年から70年に長寿命化した場合について推計を行いました。70年の長寿命化を行った場合の更新単価は、60年の場合と比較して10%増加させるものとします。

これまでの対症療法型の維持管理では、30年目に大規模修繕を行い、築後60年目で建替える考え方です。これを、計画的な点検、診断及び修繕による予防保全型の維持管理を行うことにより、20年目に小規模改修、35年目に中規模改修、55年目に小規模改修を行うことで、長寿命化を図ることとします。また改修費については、大規模改修費を1：2：1の割合で分割し推計します。この考えは、公共建築物の部位は、一般に15年～30年程度で更新されている実態等を踏まえ設定しました。

上水道、下水道、農業集落排水及び漁業集落排水管路の長寿命化

上水道、下水道、農業集落排水及び漁業集落排水管路については、「上水道のアセットマネジメントの手引き（厚生労働省）」等に基づき、目標耐用年数を1.5倍に長寿命化した場合について推計します。これより上水道管路は、耐用年数が40年から60年になります。また、下水道と農業集落排水、漁業集落排水の管路は、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省監修）」等に基づき、耐用年数を50年から75年に設定し推計します。

[語句説明]

ストックマネジメント：目標とする明確なサービス水準を定め、施設全体を対象に、その状態を点検・調査等によって客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて施設を計画的かつ効率的に管理するもの。

アセットマネジメント：社会ニーズに対応した公共施設等の役割を踏まえ、資産に対し、施設管理に必要な費用、人員を投入(経営管理、執行体制の確保)し、良好な公共サービスを持続的に提供するための事業運営を行うこと。

(2) 検討ケース②：公共建築物の削減

- ・検討ケース①に対して、将来更新費用が本町の充当可能な投資的経費以内となる公共建築物の削減割合について検討を行いました。
- ・検討を行った結果、公共建築物の削減が必要な割合は約3割となりました。
- ・今後40年間の公共施設等の修繕・更新費は約348億円（約8.7億円/年）となり、1年間に必要な修繕・更新費も本町の過去の実績値から算出した投資的経費以内（約10.3億円/年）に抑えることが可能になります。
- ・しかし、年度によっては、充当可能な投資的経費を超える年が発生するため、計画的な修繕工事を行い、更新費用の分散を行う必要があります。

検討ケース②として、将来更新費用が本町の充当可能な投資的経費以内となる公共建築物の削減割合について検討を行います。

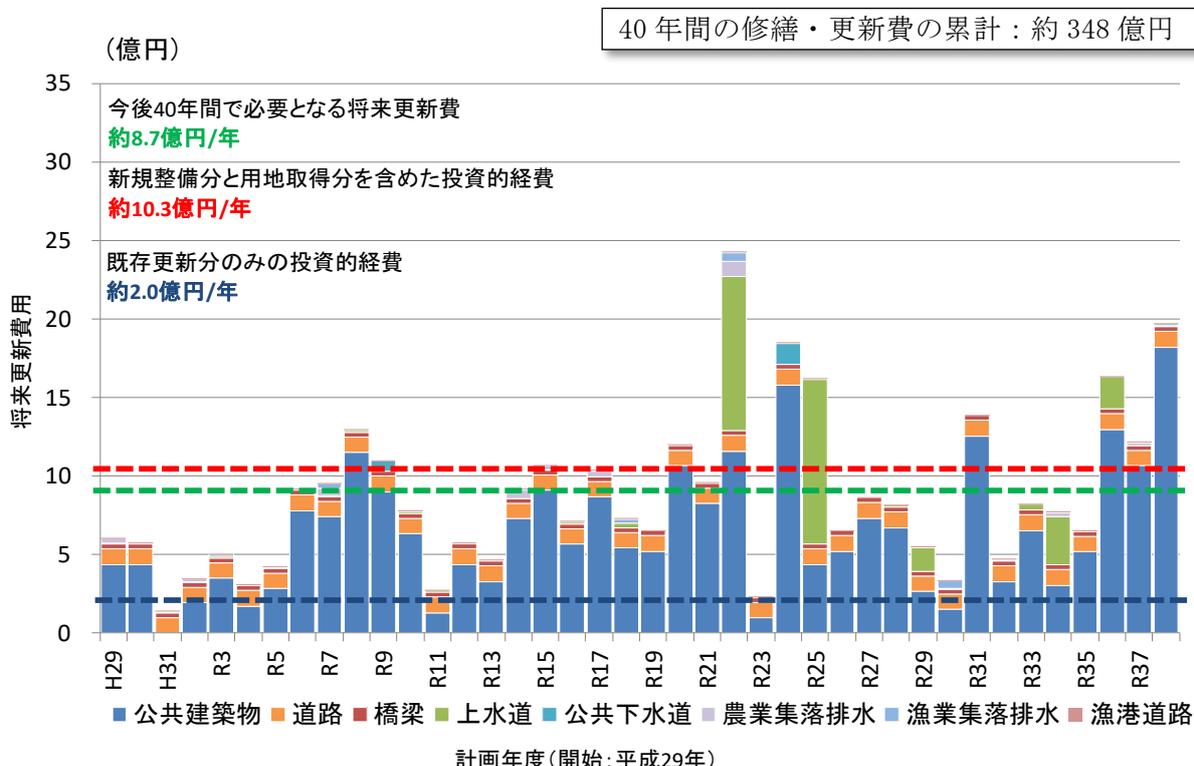


図3-2 【検討ケース②】公共建築物の削減を行った公共施設等の修繕・更新費の推計

公共施設等の長寿命化に加え、公共建築物の延べ床面積を3割削減した将来更新費用の推計の結果、今後40年の修繕・更新費は約348億円となり、年平均でも約8.7億円/年となります。本町の「新規整備分」と「用地取得分」を含めた過去の実績値から算出した投資的経費の年平均値約10.3億円/年以下となりました。ただし、周期的に充当可能な投資的経費を超える年が発生するため、改修・建替え時期を前倒しし、計画的な修繕計画を実施する必要があります。

(3) 検討ケース③：公共施設等の工事平準化

- ・ 検討ケース③に対して、公共施設等の更新工事を分割し、工事時期を前倒しすることで修繕・更新費のピークを平準化します。
- ・ 検討を行った結果、計画的な修繕計画を行うことで、各年においても本町の充当可能な投資的経費以内に概ね抑えることが可能になります。

検討ケース③として、公共施設等の修繕・更新工事を分割し、工事時期を前倒しすることで修繕・更新費ピークの平準化を検討します。

耐用年数通りに更新工事を行った場合、単年に工事が集中するため、工事を分割し、工事時期を前倒しすることで平準化を図ります。工事時期の前倒し期間については、総務省ソフト「公共施設等更新費用試算ソフト」の公共建築物の建て替え期間3年を準拠し検討します。

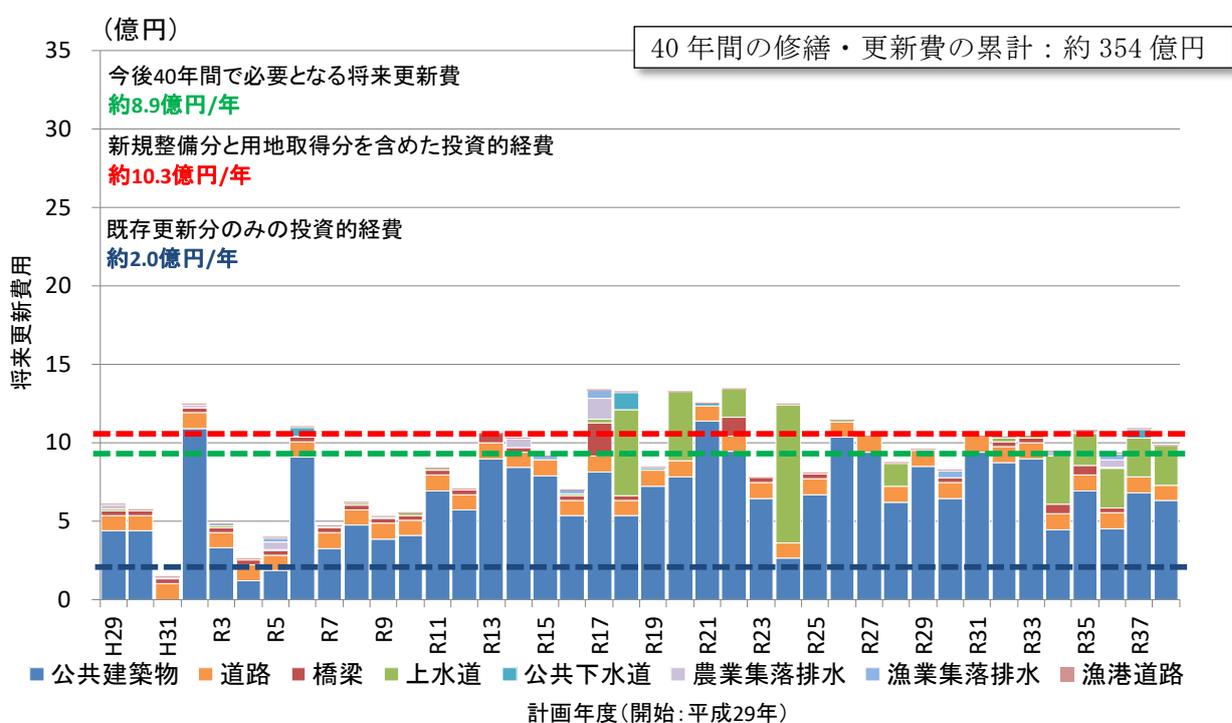


図 3-3 【検討ケース③】工事の平準化を図った公共施設等の修繕・更新費の推計

公共施設等の長寿命化に加え、公共建築物の延べ床面積を3割削減し、修繕工事の前倒しを行った将来更新費用の推計の結果、各年においても本町の充当可能な投資的経費以内に概ね抑えることが可能になります。

3 公共施設等総合管理計画を実現するための実施方針

①予防保全型維持管理・長寿命化による将来更新費の縮減【長寿命化】

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省）」においては、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推奨しております。本町においては、橋梁のみ長寿命化計画が策定されている状況です。今後全ての施設について長寿命化計画等を策定するとともに、計画的な点検・診断及び修繕を行う予防保全型の維持管理とメンテナンスサイクルを構築することで長寿命化に努め、計画的な管理を行う必要があります。

このため本町では、学校施設、上水道施設、下水道施設、農業集落排水施設及び庁舎や公営住宅といった公共建築物について長寿命化計画の早期策定に努めます。また策定済みの施設等についても、長寿命化計画の検証を行い、適宜計画の見直しを行います。

②質と量の最適化による公共建築物の削減【質と量の最適化】

公共施設等を有効に活用するため、住民ニーズを的確に把握し、利用度の低い施設等については統合・廃止を含めた再配置及び除却等を検討することで、公共建築物の削減に努めます。

このため、公共施設とインフラ資産を総合的に把握し、「品質」、「財務」、「供給」の3つの視点から評価することで、公共施設等の質と量の最適化に努めます。

③改修・建替え工事の分割による将来更新費の平準化【平準化】

各施設の長寿命化計画に基づいた将来の改修・建替え工事費用を一元管理することで、町全体としての将来更新費の把握を行います。町全体の将来更新費が、充当可能な投資的経費を上回ることが予測された場合は、各課で調整の上、優先順位の決定を行い、工事の分割・前倒しを行うことで平準化に努めます。

4 公共施設等の管理に関する実施方針

公共施設等の総量適正化の数値目標と将来更新費用の平準化を達成するためには、これまでの施設等を長期的かつ経済的に管理することが必要であるとともに、安全・安心な公共サービスを継続的に提供し、将来に引き継いでいくことが条件となります。

このためには、公共施設等のライフサイクルコストを視野に入れ、点検・診断等の強化によって劣化状況等を把握し、それらをもとに中・長期的な個別施設の長寿命化計画を策定したうえで、改修・建替え工事を計画的に推進します。

①点検・診断等の実施方針

公共施設等は、数多くの部材や設備機器等で構成されております。それらの部材や設備等は、経年劣化に伴い機能が低下していきます。このため、施設の早期劣化や著しい機能低下の見落としを防ぎ、施設利用者が安全・安心して利用できる状態を保つため、日常的な点検活動や定期的な点検・診断等を実施します。

また、実施された点検・診断等の結果や補修・更新履歴等の情報を記録し、継続的に蓄積することで、各施設の劣化状況の把握、メンテナンスサイクルの構築に活用し、計画的な維持管理の実現に努めます。

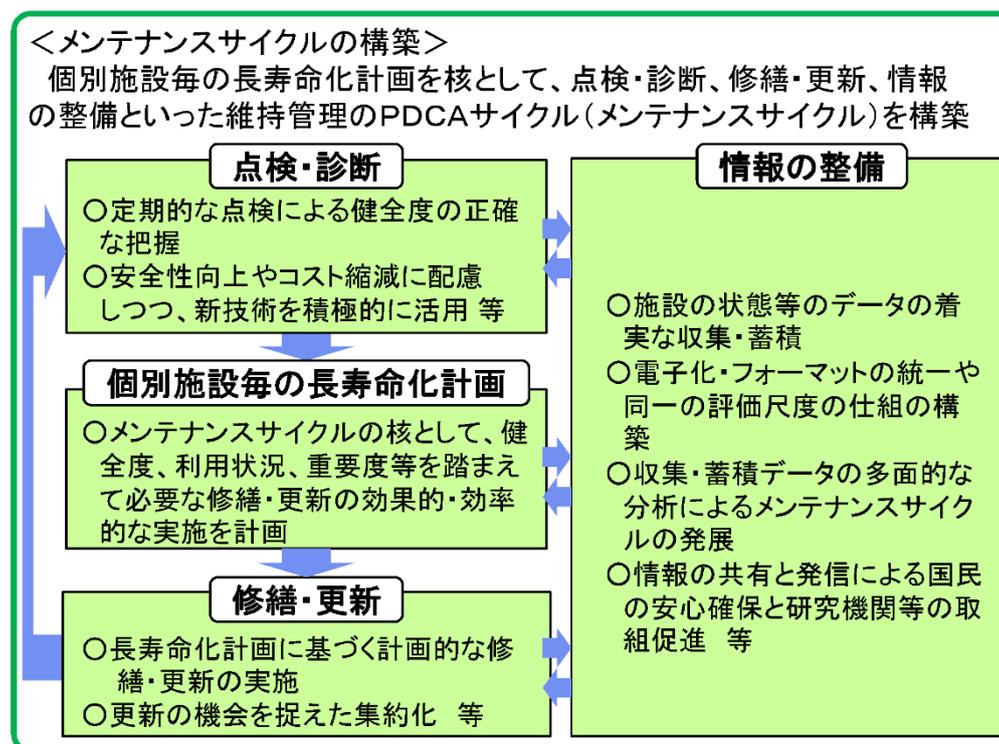


図 3-4 インフラ長寿命化の実現に向けた施策体系(案)

(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議資料 内閣官房 平成 25 年 10 月)

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検・診断等の蓄積したデータを活用・分析することで、公共施設等の計画的な維持管理・改修・建替え等の推進に努めます。

また、公共施設等に求められる機能等を踏まえ、施設等に損傷が生じてから多くの費用を投じて対策する「対症療法的な維持管理（事後保全）」から、公共施設等の長寿命化と計画的にこまめな保全対策による「予防保全型の維持管理（予防保全）」を推進します。

ただし、利用頻度等が低い施設で安全性に影響しないものについては、「対症療法的な維持管理」も適切に使い分け改修・建替え費用の縮減に努めます。

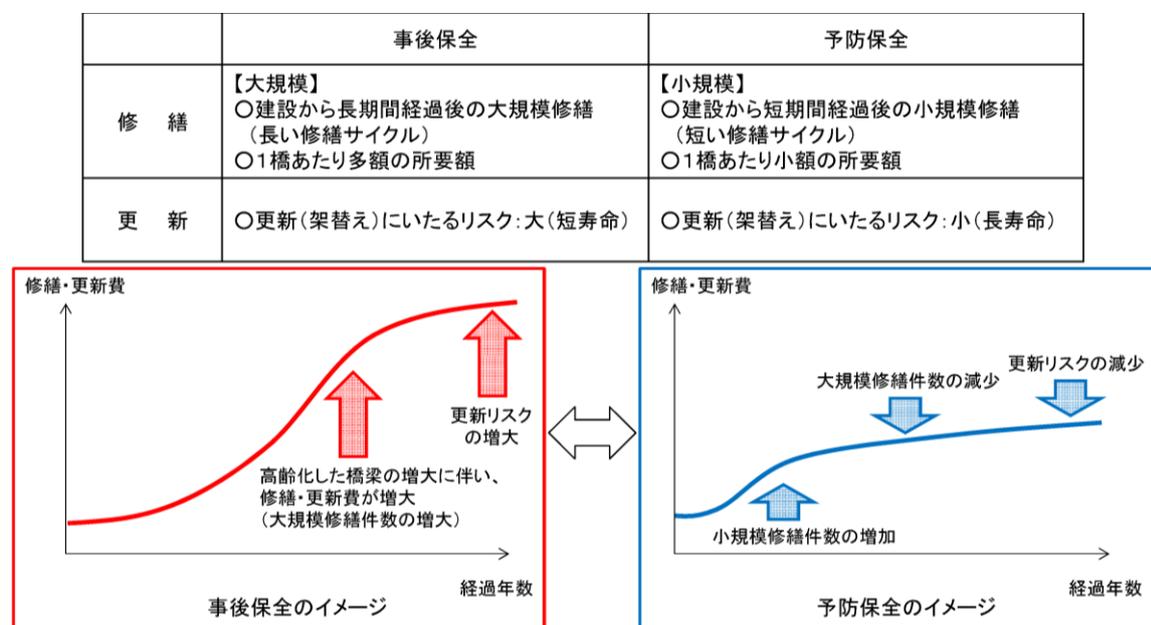


図 3-5 事後保全と予防保全のライフサイクルコストイメージ

（資料 5 道路構造物の主戦及び更新について 国土交通省）

③ 安全確保の実施方針

住民が安心・安全に利用できる公共施設等を目指し、点検・診断等の結果から危険箇所を発見するとともに、優先順位を踏まえた、施設等の安全対策に努めます。

危険性が高い公共施設等や、経年劣化等により今後も利用が見込まれない公共施設等については、安全確保の観点から撤去・解体も考慮した安全対策に努めます。

また、既存施設のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインに対応した施設整備を行います。

④耐震化の実施方針

公共施設の中には、災害時の防災拠点や避難所としての機能が求められる場合があります。このため、地域防災計画等に基づき、公共施設等の重要度や利用状況等を踏まえ、危険なものについては撤去・解体も選択肢の一つに加え、非構造部材等を含めた耐震診断や耐震対策等の計画的な推進に努めます。

<対策前>



<対策後>



ノンフロン湿式不燃断熱材を吹付
(現場発泡ウレタン下地)



母屋への下地直接取付による
既存グラスウールボードの再設置



(軽量の)膜天井を設置

図 3-6 非構造部材（天井）の耐震化例

(参考 8 屋内運動場等の天井等落下防止対策事例集(概要) 文部科学省)

⑤長寿命化の実施方針

長寿命化計画を策定済みである公共施設等については、点検・診断結果等の活用によって、計画に沿って優先順位と実施時期を検討の上、新技術・新工法等の活用も見据えながら長寿命化と改修・建替えの推進に努めます。また策定した長寿命化計画等は、定期的に見直しを行うことで施設管理の PDCA サイクルの構築に努めます。

一方、長寿命化計画等が未策定の公共施設等においては、施設の役割や劣化状況等の特性を踏まえ、安全性を確保した上で改修・建替え費用の抑制につながるよう、予防保全の概念を取り入れた長寿命化計画等の策定に努めます。

⑥統合や廃止の実施方針

本町が保有する公共施設等については、将来の修繕・更新費等の削減を図る観点から、施設需要の変化に応じて、質と量の最適化に努めます。

このため、近隣施設や類似施設の有無や施設の利用状況及び将来の人口動向等を踏まえ、同じ種類の施設の集約化や異なる施設による複合化、転用及び除却等による施設の再編を検討します。この検討に際しては、住民への十分な情報提供等を図りつつ、民間施設の利用等、多角的な視点から統合や廃止に向けた方針を決定し、サービス水準を低下させないような適正な公共施設等の配置検討に努めます。

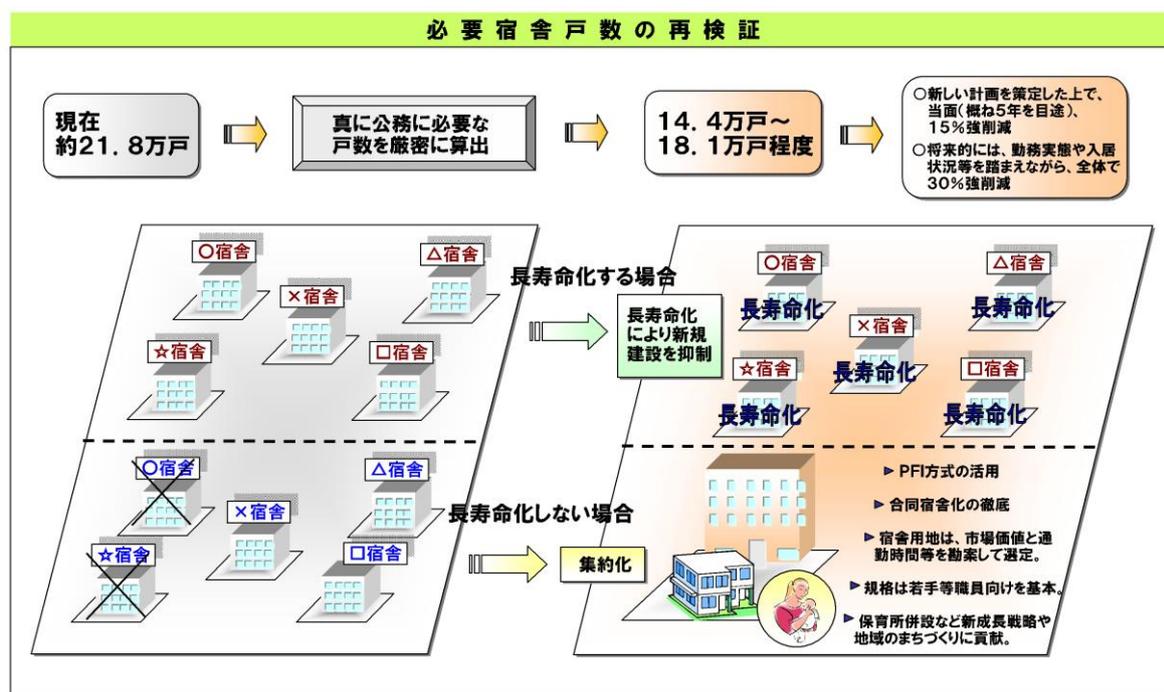


図 3-7 施設需要の変化に応じた質や量の最適化イメージ
(国有財産行政における PRE 戦略 [概要] 財務省)

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等が安全・安心な施設サービスの提供を行うためには、適切な管理を推進する必要があります。このためには、各所管が管理する公共施設等に関する様々な情報を、固定資産台帳等により一元的に集約・管理する必要があります。また、横断的な各所管の連携・情報共有及び周辺自治体との連携を行うことで、全庁的な計画的な管理に努めます。

5 施設類型ごとの適正管理に関する実施方針

本章の基本的な考え方や、本町の公共施設等の管理に係る既定計画の課題を踏まえ、総務省の指針に準拠した、施設類型ごとの適正管理に関する実施方針を6つの項目に分けて整理します。

既に長寿命化計画等の策定が進んでいる施設については、長寿命化計画等の方針を基本とし、未策定の施設については、本計画の方針を踏まえた検討を進め、安全・安心の確保や修繕・更新費の縮減と平準化の実現に向けた実施方針を示します。

【施設類型ごとの適正管理に関する6つの実施方針項目】

①点検・診断等の実施方針

日常の巡視・定期点検・臨時点検の方針、点検データの蓄積と老朽化対策への活用等

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

予防保全の考え方を取り入れる、トータルコスト縮減・平準化をめざす、必要な施設のみ更新する等

③安全確保の実施方針

事故・倒壊・供用停止等高度の危険性が認められた施設や老朽化等で供用廃止され、今後利用見込みがない施設等への対処等

④耐震化の実施方針

平常時の安全だけでなく、災害時の防災拠点・避難施設の機能確保等

⑤長寿命化の実施方針

予防的修繕、塗装や部品の取替え、耐久性の向上等

⑥統合や廃止の実施方針

供用廃止する場合の考え方、他施設との統合、他用途・民間施設との合築等

(1) 建築系公共施設（公営住宅）

①点検・診断等の実施方針

・定期点検結果を反映した維持管理

定期点検結果を各棟の劣化状況の把握に活用し、必要に応じて維持管理計画に反映させます。また、定期点検の結果の劣化状況に対応した、改善・修繕の工夫、実施時期の整理を行う。

・日常的な保守点検の実施

入居者による日常的な保守点検を行い、不具合の発見とその是正に努める。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

・予防保全的な維持管理

定期点検結果に基づき、予防保全が必要な物については、修繕対策を図るとともに、改善の必要性を検討する。

③安全確保の実施方針

・避難の安全性向上、生活事故防止対策の実施

非常時に円滑に避難できるよう避難設備や経路の整備・確保を行います。また、防犯性や落下・転倒防止など生活事故防止に配慮した改善を行う。

④耐震化の実施方針

・窓ガラス、天井、外壁などの落下物対策

地震時における建築物の窓ガラス、建築物内の吊り下げ天井、また、建築物に設置された看板類等は、そのものの耐震構造に関わらず、落下により、通行人や避難者あるいは建物内の人に被害を発生させる危険性があります。そのため、被害が予想される建築物の所有者に必要な対策を指導し、地震時の危険性を継続的に啓発するよう努めるものとする。

・防風柵の安全対策

防風柵が倒壊した場合、その下敷きになって死傷者が出たり、道路を閉塞することにより、避難や救援活動に大きな支障をきたすこととなる。

そのため、防風柵の安全性確保のために、点検や改修を行うよう指導していく。

・家具の転倒防止策の推進

建築物が十分な耐震化がなされていても、家具等の転倒防止策が実施されていない場合は、家具等の転倒が、死傷の原因となったり、避難の妨げにもなる。そのため、家具等の地震時における転倒防止対策について広報等を通じて啓発をする。

⑤長寿命化の実施方針

・ 予防保全的な維持管理

従来の対処療法型の維持管理から、予防保全的な維持管理及び耐久性の向上などを図る改善を実施することによって、公営住宅の長寿命化を図る。

・ ライフサイクルコストの縮減

外壁の断熱性向上や給排水管などの仕様の見直しによる耐久性向上を図り、予防保全的な維持管理の実施によって、ライフサイクルコストの縮減を図る。

・ 修繕や改善の効率的な実施

修繕標準周期に先立って定期点検を充実し、建物の老朽化や劣化による事故、住居性の低下を未然に防ぐとともに、修繕や改善の効率的な実施につなげる。

⑥統合や廃止の実施方針

・ 統廃合の推進

利用者調査の上、公営住宅の統廃合を検討する。

(2) 建築系公共施設（小中学校）

①点検・診断等の実施方針

・日常的な保守点検の実施

使用者による日常的な保守点検を行い、不具合の発生とその是正に努める。

・定期点検結果を反映した点検データの蓄積

専門知識を有する者による定期点検結果を各施設の劣化状況の把握に活用します。また、点検結果を点検データに反映・蓄積する。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

・適切な補修工事

鉄筋コンクリートの老朽化に伴う劣化が認められた場合には、劣化の進行を抑制するための適切な補修を行います。また、躯体等の適切な補修工事にあわせ、必要に応じた施設の更新を図る。

・屋上の防水改修

屋上の防水性は躯体本体の長寿命化に大きく影響するため、改修にあたっては、基本的には全面的な実施とするが、軽微な不良箇所については、経費を圧縮できるよう小規模補修を行うものとする。

③安全確保の実施方針

・安心・安全な施設環境の確保

経年劣化による部材の落下防止対策、事故防止対策、ガス・水道・電気の施設配管等の安全対策などにより、防災性や安全性の確保を図る。

④耐震化の実施方針

・学校施設の耐震化の促進

災害時の防災拠点である庁舎、避難施設である小・中学校や公民館等の耐震診断及び耐震改修を早期に実施し、町民が安心できる環境づくりに努める。

・窓ガラス、天井、外壁などの落下物対策

地震時における建築物の窓ガラス、建築物内の吊り下げ天井、また、建築物に設置された設備類等は、そのものの耐震構造に関わらず、落下により、児童生徒や避難者あるいは建物内の人に被害を発生させる危険性がある。そのため、被害が予想される学校施設に必要な対策を講じて、地震時の危険性を回避するよう努めるものとする。

・備品の転倒防止策の推進

建築物が十分な耐震化がなされていても、ロッカーやキャビネット等の備品の転倒防止策が実施されていない場合は、備品の転倒が、死傷の原因となったり、避難の妨げにもなる。そのため、地震時における備品の転倒防止対策に努めるものとする。

⑤長寿命化の実施方針

・維持保全計画の検討

学校施設の継続的な維持保全を行うため、維持保全に係る各種電子データ管理による、効率的な維持保全の実施を検討する。

・老朽化改善計画（修繕・改築・新設）の検討

学校施設の環境改善を図るため、耐久性や機能向上を含めた学校施設の老朽化改善を検討する。

⑥統合や廃止の実施方針

・適正規模の学校づくりの推進

人口減少に伴う少子化により学校施設の余剰や老朽校舎の解消を念頭に置き、将来の児童生徒数に見合った適正規模の学校づくりを推進する。

(3) 建築系公共施設（その他の公共建築物）

①点検・診断等の実施方針

・定期的な点検とデータの蓄積

施設の劣化状況、危険個所の情報を一元的かつ経年的に管理・蓄積するため、管理者から使用者への聞き取り調査、または法定点検や定期点検を実施し、その結果をデータベース化し、システム管理をする。また、施設の経過年数や修繕・改修の履歴、日常の施設管理における問題点を整理する。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

・計画的な施設保全の実施

全庁的な視点のもと不要不急な工事を避け、計画的な施設の保全を行い、施設を安心・安全に利用できる状態を維持するとともに、長寿命化やライフサイクルコスト（LCC）の縮減を図る。

③安全確保の実施方針

・安心・安全な防災機能の確保

施設の耐震対策、防災機能の確保を通じて、町民の安心・安全を確保する。点検・診断等により高度の危険性が認められたものや経年劣化等により今後とも利用が見込まれないものについては、解体などの措置を講じる。

④耐震化の実施方針

・庁舎等の防災拠点の耐震化の促進

災害時の防災拠点である庁舎等の耐震診断及び耐震改修を早期に実施し、町民が安心できる環境づくりに努める。

・窓ガラス、天井、外壁などの落下物対策

地震時における建築物の窓ガラス、建築物内の吊り下げ天井、また、建築物に設置された看板類等は、そのものの耐震構造に関わらず、落下により、通行人や避難者あるいは建物内の人に被害を発生させる危険性がある。そのため、被害が予想される建築物の所有者に必要な対策を講じるよう努めるものとする。

・ブロック塀、石塀等の安全対策

ブロック塀等が倒壊した場合、その下敷きになって死傷者が出たり、道路を閉塞することにより、避難や救援活動に大きな支障をきたすこととなる。そのため、ブロック塀等の安全性確保のために、特に無筋塀などの点検や改修を行うよう努める。

・施設備品等の転倒防止策の推進

建築物が十分な耐震化がなされていても、施設備品等の転倒防止策が実施されていない場合は、施設備品等の転倒が、死傷の原因となったり、避難の妨げにもなる。そのため、施設備品等の地震時における転倒防止対策を講じる。

⑤長寿命化の実施方針

・計画的な保全による長寿命化

修繕・改修の周期を非木造は60年から75年に、木造など簡易な構造のものは60年と設定して計画的な保全を実施することにより、長寿命化を図る。

・老朽化改善計画（修繕・改築・新設）の検討

機能向上を含めた体育施設の老朽化改善を検討する。

⑥統合や廃止の実施方針

・質と量の最適化

施設機能の最適化と量の最適化の実現に向け、品質・供給・財務の3つの視点で基礎的な評価を実施する。近隣施設・類似施設の有無や防災対策、人口動向など利用需要等に照らして必要性が認められない施設については、議会や地元住民への十分な情報提供と調整等を行いつつ、近隣自治体との相互利用や民間施設の利用などの検討も行いながら、施設の集約化・複合化・統廃合・廃止も視野に入れた効率的・効果的な適正配置計画を推進する。

(4) 道路

①点検・診断等の実施方針

・日常管理の継続

日常管理(道路パトロール)を今後も推進することで、路面状況を事前に把握し、効率的な維持管理に努める。

・定期的な路面性状調査の実施

定期的にひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性等の路面性状調査によって、詳細な路面状況をモニタリングする。

・点検結果等のデータ蓄積

点検結果や修繕履歴等のデータを蓄積・活用することで、計画的な維持管理に努める。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

・優先順位決定による修繕

過去の年間事業費ですべての地点の補修を行うのは困難であるため、各地区ごとに優先度をつけて修繕を行い、計画的な修繕に努める。

③安全確保の実施方針

・計画的な安全施設等の整備・管理

子どもや高齢者等の安全対策として、必要な箇所については優先順位等を踏まえ、安全施設の計画的な整備・管理に努める。

④耐震化の実施方針

・計画的な緊急車両等の走行機能の確保

災害時にも円滑に人命救助や消火活動などが行えるように、重要路線については、計画的に緊急車両等の走行機能の確保に努める。

⑤長寿命化の実施方針

・P D C Aサイクルの確立

日常管理(道路パトロール)や定期的な路面性状調査等のデータを分析し、長寿命化・ライフサイクルコスト縮減に資する維持管理に努める。また、修繕計画や工事内容等は定期的に検証することで、効率的・効果的な維持管理に努める。

⑥統合や廃止の実施方針

・統合や廃止無し

インフラ施設のため、統合や廃止は基本的に不要とする。

(5) 橋梁

①点検・診断等の実施方針

・定期点検の確実な実施

国が定める統一的な基準により、5年に1回の頻度で近接目視により点検を行うことを基本とする。【道路法施行規則第四条の五の二】

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

・維持管理方法の差別化

各橋梁の重要度、特性等に応じてグループ分けし、維持管理方法を差別化する。

・予防保全型への転換

予防的な修繕・補修などの実施を徹底することにより、修繕・架け替えに係る費用の低コスト化を図り、ライフサイクルコストの縮減を目指す。

③安全確保の実施方針

・路線重要性の明確化

橋梁は、路線の一部であり、路線の機能の確保(被災時)の観点より、橋梁が架かる路線の重要性(道路ネットワーク)が支配的となる。このような道路ネットワークを、「災害に強く、緊急時に移動可能な道路(緊急輸送路ネットワーク)」、「被災後の生活復旧における主要な路線(生活・産業道路ネットワーク)」とする。

④耐震化の実施方針

・優先順位の決定

大規模地震への対策として災害時の救助活動、物資輸送を伴う主要路線から順次、耐震補強工事を実施する。

・補強工事と修繕工事の同時実施

耐震補強工事と長寿命化修繕計画に基づく修繕工事を併せて実施し、工事時期の短縮、コスト削減を図る。

⑤長寿命化の実施方針

・橋梁長寿命化修繕計画によるコスト縮減

計画的更新橋梁と長寿命化橋梁を区分し、予防保全型維持管理を中心とした効率的な修繕計画を継続的に実施する。

⑥統合や廃止の実施方針

・統合や廃止無し

インフラ施設のため、統合や廃止は基本的に不要とする。

(6) 上水道施設

①点検・診断等の実施方針

・定期点検結果を反映した維持管理

定期点検結果を各棟の劣化状況の把握に活用し、必要に応じて維持管理計画に反映させるものとする。

定期点検の結果の劣化状況に対応した、改善・修繕の工夫、実施時期の整理を行う。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

・管路の更新・改良

水道管路は水道資産の多くを占めています。管路の水圧・水量・水質という水道の基本的な機能を保持しますので、石綿セメント管や塩ビ管などの老朽管路について優先順位に基づき更新計画を策定し更新を行う。

・更新や整備コストの軽減

施設の更新や整備にあたっては、低コストで効率的に行えるように工法や他事業との共同化を図るなどコスト縮減に努める。

③安全確保の実施方針

・施設の機能強化

震災時や大規模な水源水質事故等の非常時に水を相互に融通するため、管網を整備し、給水安全性の向上を図ります。また、取水場と浄水場に自家発電機を設置し、緊急時に備える。

・応急復旧対策の確保

災害発生時に、早期復旧を第一に備蓄等により必要な復旧資材の確保など、応急復旧体制の整備を図ります。また、災害時の復旧工事に係る業者の応援体制を図るため業者との災害時応援協定を締結する。

④耐震化の実施方針

・施設の防災対策の強化

災害を未然に防ぐため、施設の新設、拡張、改良等に際し、施設の防災対策を強化する。

・防災用施設、資機材の整備充実

水道施設の被害等による応急給水活動に備え、連絡管の整備や緊急時給水拠点となる浄水場、貯水槽等の施設及び応急給水のための給水車、給水タンク、簡易水栓、ポリタンク、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材の整備増強を図る。また、仮配管等の設置に備え、配管、バルブ等の水道資材の備蓄と民間資材の備蓄量及び備蓄場所の把握をしておく。

・非常時における協力体制の確立

被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村、県、工事施工者等、関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

⑤長寿命化の実施方針

・管路の長寿命化

配水管更新・耐震化において更新後の管種は、耐震性が高く、大きな伸縮性と離脱防止機能を有する材料を選定し耐震化と更新管の長寿命化を図り、更に腐食対策として管路の被覆等についても検討します。

⑥統合や廃止の実施方針

・統合や廃止無し

水道事業基本計画を作成し、長期的、総合的な計画に取り組む。

(7) 下水道、農業・漁業集落排水施設

①点検・診断等の実施方針

・通常点検と詳細点検の実施

通常点検として、日常点検や月例点検等の比較的短い周期で行うような簡易点検を施設単位で行う。また、詳細点検として、通常点検よりもより詳細に主要部品単位で劣化状況を把握する。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

・ライフサイクルコスト縮減に配慮した下水道の整備

高耐久材料等を活用し、ライフサイクルコストの縮減に配慮した下水道の早期整備に努めます。また、下水道の整備に伴い、重複・代替えできる下水処理施設等については、廃止・統合等を検討します。

・施設と機器の同時更新によるコスト縮減

点検結果等を踏まえ、施設・設備等を更新する際は、周辺機器等の同時更新を検討することで、効率的・コスト縮減に資する維持管理に努めます。

・事後保全と予防保全の併用

管種や劣化要因、優先順位を踏まえ、事後保全と予防保全を適切に使い分け、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

③安全確保の実施方針

・標準的耐用年数を超過した設備の更新

標準的耐用年数を超過した設備については安全性を確保するため随時更新する。

④耐震化の実施方針

・施設、設備の整備充実

下水道施設の設置に当たっては、外部からの浸水、敷地内の排水に十分対策を講ずるとともに、被災時に備えて予備機器の整備、受電設備の多回線化、非常用自家発電装置等の設置に努める。

・防災体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資材、車両等について体制を確立しておく。また、災害時に対応できるよう日常の訓練に努める。

⑤長寿命化の実施方針

・長寿命化計画の策定

下水道施設、集落排水施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき「長寿命化対策」に係る計画を策定し、計画に基づいた長寿命化対策を含めた計画的な改築を行います。

⑥統合や廃止の実施方針

・老朽化施設の統合検討

今後は老朽化した施設を対象として近距離に建設された処理場の統合を検討する。この統合により処理場に係るランニングコストの縮減が見込める。

(8) 公園施設

①点検・診断等の実施方針

・日常点検の実施

日常点検を実施し点検記録を常備し情報を共有して異常の早期発見、早期対応に努める。法定点検や安全基準点検は、基準に基づいて実施する。管理台帳、作業日報等、地域住民情報をデータ化して管理情報の共有化を図る。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

・予防保全型管理施設の推進

予防保全型管理施設を推進していくことで、メリハリのついた公園施設長寿命化計画を維持していく。

③安全確保の実実施方針

・遊具の基準適応性の確認

遊具等は点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行い、安全確保に努める。

④耐震化の実実施方針

・施設の耐震化

公園内に設置されている構造物のうち、震災時に第三者被害につながるものについては、耐震化又は不要構造物は撤去等を行い、耐震対策に努める。

⑤長寿命化の実実施方針

・予防保全的な維持管理

施設の健全度が予防保全が必要と判断された場合、適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。

⑥統合や廃止の実実施方針

・統合や廃止無し

インフラ施設のため、統合や廃止は基本的に不要とする。

(9) 漁港施設

①点検・診断等の実施方針

・予防保全を実現するための点検体系等の確立

予防保全を実現するために、老朽化度や健全度等を継続的にモニタリングします。このために、点検種別、点検項目、頻度及び機能診断等を定めた点検・診断体系の確立に努めます。

・漁業関係者等との連携

漁業関係者や施設工事等の関係者は、漁業活動等を行うなかで、日々利用する漁港の各施設等を視認しております。このようなことから、漁業関係者等からの情報提供の手法や、体制を確立することで効率的に施設情報の収集に努めます。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

・予防保全への転換

点検結果を活用し、鉄筋コンクリートや無筋コンクリート等の材料特性、施設の重要度等を踏まえ、修繕・更新の優先度を決定します。これによって、修繕・更新工事の平準化等に努めます。

・機能保全計画等の策定

漁港施設の補修・補強工事を最も経済的に行うために、維持管理水準や健全度ランク等を定めた機能保全計画等の策定に努めます。

③安全確保の実施方針

・波浪・高潮対策の実施

漁港施設の重要度や被害を想定し、漁港区域の水面の静穏の確保等の波浪・高潮対策といったハード面での整備に努めます。

また人の安全性を確保するため、防波堤等への関係者以外の出入り制限など、ソフト面での対策も進めます。

・安全確保を前提としたサービス水準の設定

人命の安全確保を第一に、少ない予算で最大の効果が発揮できる漁港施設の安全対策と最適なサービス水準の設定に努めます。

④耐震化の実施方針

・津波対策

漁港施設の重要度や津波による被害を想定し、避難ルート上へのサイン（標識）設置、高台への避難階段等の設置について、関係所管課や周辺自治体と連携した整備に努めます。

・BCP計画・液状化対策等

地震後早期に漁港機能を復旧・再開するために、施設の重要度等を踏まえ、BCP計画の策定や液状化対策等の検討に努めます。

⑤長寿命化の実施方針

・ストックマネジメントの確立

保有する漁港施設について、機能診断、機能保全対策等を定めたストックマネジメントの策定に努めます。これによって、漁港施設に係るライフサイクルコストの最小化と機能保全対策コストの平準化に努めます。

・高耐久材料等による長寿命化

漁港施設の修繕・更新工事にあたっては、耐久性の高い材料等の活用によって長寿命化に努めます。

・PDCAサイクルの構築

施設の安全確保を前提に、少ない予算で最大の長寿命化が実現できるようなストックマネジメントとするために、計画の定期的な見直し、PDCAサイクルの構築に努めます。

⑥統合や廃止の実施方針

・統合や廃止無し

インフラ施設のため、統合や廃止は基本的に不要とします。

第4章 計画の推進に向けて

1 全庁的な取り組み体制

公共施設等の効率的な維持管理を推進するために、各所管課が管理する施設保全に係る将来の予算情報等を、固定資産台帳等を活用し、一元的に集約管理するとともに、定期的に情報更新を行います。これによって、各課が管理する公共施設等の修繕要望の優先順位を整理するとともに、修繕・更新費を平準化することで、財政負担の低減を図ります。

また、当計画を所管する全庁的な組織を設置し、総合的かつ計画的な公共施設等の管理の取り組みを実施して行きます。

2 計画の進行管理

本計画では、総務省の指針と整合を図り、公共施設等の総量把握と現状の課題の整理、今後の公共施設等の管理方針を類型別に整理しました。本計画の進行管理にあたっては、本町が目指す将来都市像を実現するため「平内町まち・ひと・しごと創生総合戦略【平内町総合戦略】」と整合させることが重要です。

このためには、本計画を定期的に見直すPDCAサイクルの構築を行い、社会情勢や住民ニーズの変化に対応する必要があります。

また、今後、各所管課による個別施設の管理方法の具体化を行い、本計画を推進していきます。

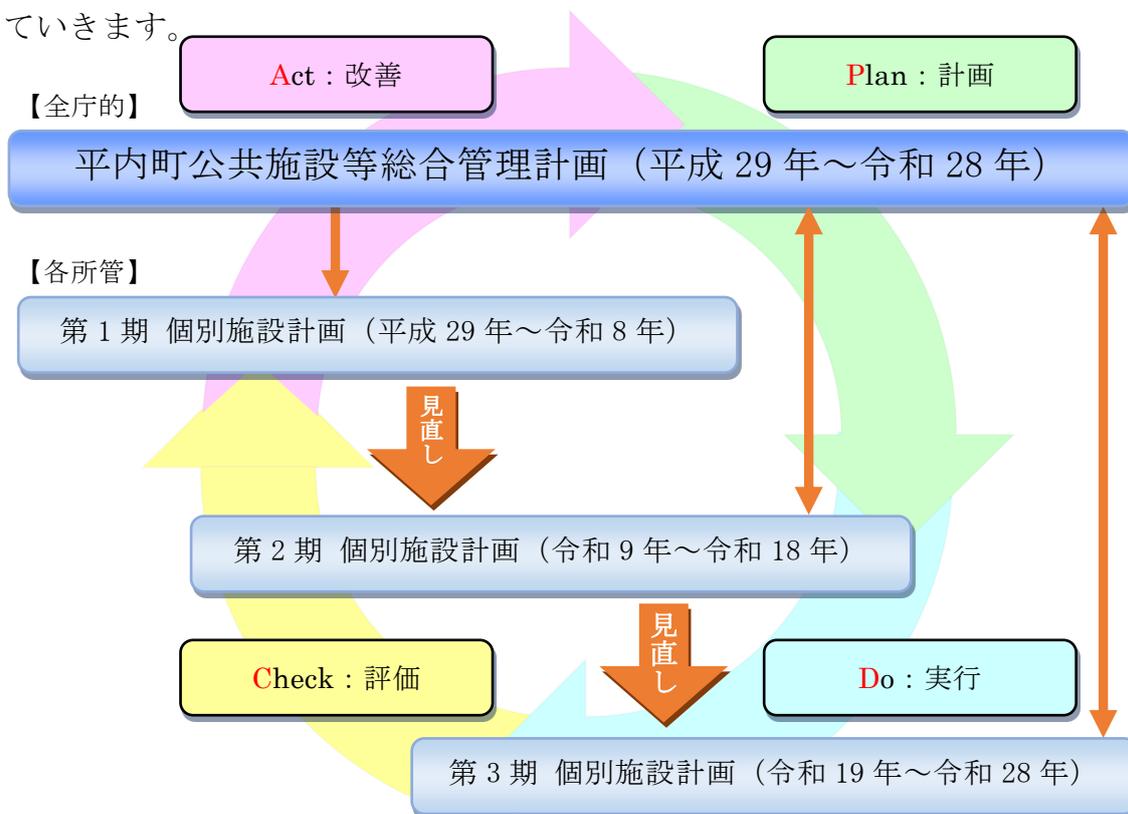


図 1-4（再掲） 本計画の進行管理

3 公共施設等の質と量の最適化

(1) 住民等との合意形成

公共施設等の質と量の最適化を図るには、住民等への十分な情報提供と調整及び合意形成を図りながら推進します。

(2) 公共建築物の再編・利活用の推進

1) 再編計画の推進

公共建築物を対象に、近隣施設・類似施設の有無や少子高齢化が進む地区や整備ニーズが高い地区などエリア別の人口動向や利用状況等の視点を勘案したうえで、同じ種類の施設の集約化、異なる施設による複合化の組み合わせについて、施設再編の計画を検討し、推進します。

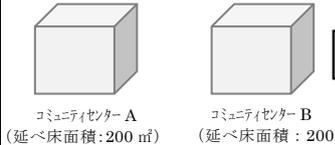
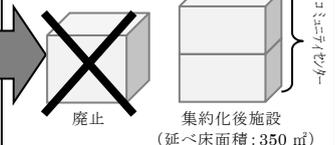
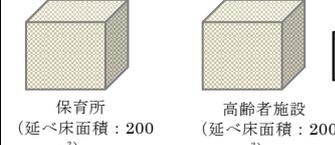
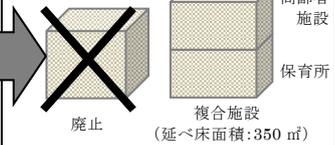
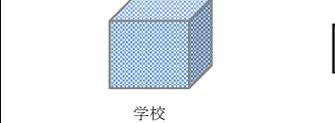
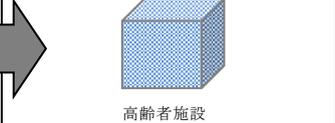
	事業実施前	事業実施後	説明
集約化事業	 <p>コミュニティセンター A (延べ床面積: 200 m²)</p> <p>コミュニティセンター B (延べ床面積: 200 m²)</p>	 <p>廃止</p> <p>集約化後施設 (延べ床面積: 350 m²)</p>	<p><u>既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備する</u></p>
複合化事業	 <p>保育所 (延べ床面積: 200 m²)</p> <p>高齢者施設 (延べ床面積: 200 m²)</p>	 <p>廃止</p> <p>複合施設 (延べ床面積: 350 m²)</p> <p>高齢者施設 保育所</p>	<p><u>既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する</u></p>
転用事業	 <p>学校</p>	 <p>高齢者施設</p>	<p><u>既存の公共施設を改善し、他の施設として利用する</u></p>

図 4-1 公共施設最適化事業の概要 (総務省資料)

2) 利活用の推進

本町が保有している土地や未利用な建物・遊休資産については、民間企業の利活用についてニーズ調査を行い、売却や貸し付け等の検討を行います。

また、低・未利用の公的不動産の売却や除却及び貸付け等による収益については、公共施設等の更新・運営に係る財源に充当していきます。

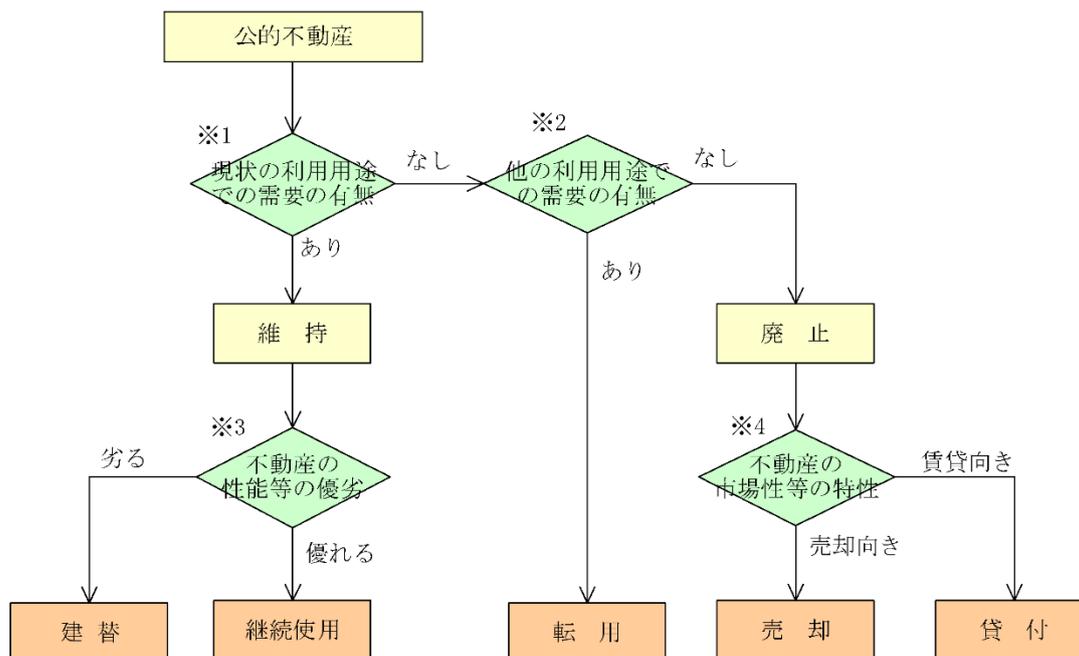


図 4-2 利活用類型の検討の基本的な流れ

(PRE 戦略を実施するための手引書 PRE 研究会 平成 22 年 6 月公表)

4 広域的な連携の取り組み

(1) 周辺自治体との連携の推進

本町には、町が管理する公共施設等以外に、県や国が管理する道路や河川等も多く存在します。このようなことから、総合的な公共施設等の維持管理の実現には、県や国との連携の推進に努めます。

また周辺自治体との連携によって、公共建築物等の相互利用を図るなど、従来の枠組みを超えた取組によって、行政サービスの向上と財政負担の低減・経費節約につなげます。

(2) 官民連携の推進

公共施設等の維持管理をより効率的かつ効果的にするため、一部又は全ての施設運営を民間に委託する官民連携手法を推進します。官民連携を推進するために、手法の整理、その効果の検証、官民連携を推進するための実施方針を検討していきます。

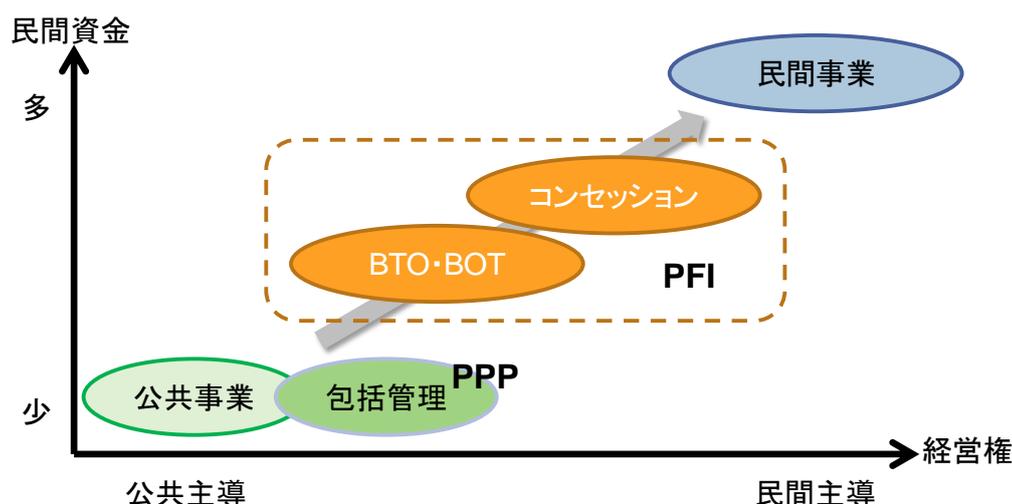


図 4-3 官民連携手法の概念図

[語句説明]

指定管理者：地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する団体のこと。

包括的民間委託：「民間事業者が施設を適切に運転し、一定の要求水準(性能要件)を満足する条件で、施設の運営・維持管理について民間事業者(受託者)の裁量に任せる」という性能発注の考え方に基づく委託方式

PPP(Public Private Partnership)：行政と民間がパートナーを組んで事業を行うこと。

PFI(Private Finance Initiative)：民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法

BTO(Build Transfer and Operate)：民間事業者が施設を建設し、完成後に公共に所有権を移転し、民間事業者が維持管理及び運営を行う方式

BOT(Build Operate and Transfer)：民間事業者が施設を建設し、維持管理及び運営をするが、公共への所有権移転は行わない方式

コンセッション方式：高速道路、空港、上下水道などの料金徴収を伴う公共施設などについて、施設の所有権を発注者にのこしたまま、運営を特別目的会社として設立される民間事業者を行う手法

平内町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 1 月策定

令和 4 年 3 月改正

平内町 総務課

〒039-3393 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊 63

TEL:017-755-2111 (代表)

<https://www.town.hiranai.aomori.jp/>